

島根県報

平成30年9月28日(金)

号外 第 127 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

A	^/7 7

【公告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) 2

<u>公</u> 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年島根県条例第74号)第4条第1号の規定により、次のと おり公表する。

平成30年9月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 島根県の給与・定員管理等について
 - (1) 総括
 - ア 人件費の状況 (普通会計決算)

	/\	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
区	分	(平成30年1月1日)	A		В	B/A	28年度の人件費率
平月	戈29	人	千円	千円	千円	%	%
年月	芝	691, 225	473, 608, 648	8, 485, 983	120, 968, 883	25.5	24.9

イ 職員給与費の状況 (普通会計決算)

E //	職員数		給	Ė	Į.	費	1 人	当たり	(*)
区分	A	給	料	職員手当	期末•勤勉手当	計 B	給与費	$B \nearrow A$	
平成29	人		千円	千円	千円	千円		千円	
年度	12,639	56, 3	61,680	8, 271, 772	20,060,329	84, 693, 781	-	6,701	

(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円

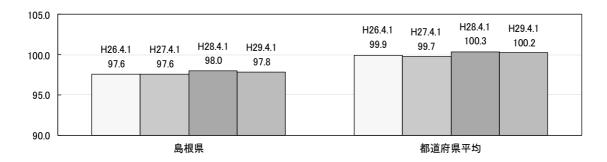
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成29年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が 含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例(平成29年島根県条例第7号)に基づき、平成31年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当		
		(退職手当を除く。) のはね返り		
知事	10%	10%		
副知事	8%	8%		
常勤の監査委員	6%	6%		
病院事業管理者	6%	6%		
教育長	6%	6%		

エ ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

オ 給与改定の状況 (平成29年4月1日実施)

(ア) 月例給

区	分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率
		A	В	A - B	(改定率)	
平成	29	円	円	円	%	%
年度		363, 126	362,666	460	0.13	0.13

(参考)				
国の改定率				
(平成29年4				
月1日実施)				
%				
0.15				

月 4.40

0.13%

「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額 をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

	人事委員会の勧告							(参考)
	区	分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数	国の年間
			割合 A	支給月数 B	A - B	(改定月数)		支給月数
ĺ	平 成	2 9	月	月	月	月	月	
	年度		4.04	3. 95	0.09	0.10	4.05	4. 4

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公 務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

- カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について
 - (ア) 給料表の見直し
 - a 給料表の改定実施時期 平成27年4月1日
 - b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%(最大約4%)引 下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

(イ) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施(島根県内は支給なし)

(ウ) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4 月1日実施)

- (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況
 - ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

l	区分	亚松左松	平均給料月額	 平均給与月額	平均給与月額
	应 · 万	平均年齢	干均和材力額	予均和分月額	(国ベース)
ĺ	島根県 43.3歳		327, 580円	403,833円	354, 922円
玉		一歳	一円	一円	一円
都道府県平均		一歳	- 円	- 円	- 円

(イ) 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.5歳	372,069円	424,132円
都道府県平均	一歳	一円	- 円

(ウ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.9歳	365, 137円	409,987円
都道府県平均	一歳	- 円	一円

(エ) 警察職

区 分 平均年齢		区 分 平均年齢 平均給料月額 平均約		平均給与月額 (国ベース)
島根県	38.4歳	321, 312円	427,613円	347,012円
国	- 歳	- 円	一円	- 円
都道府県平均	- 歳	- 円	一円	- 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の 平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、 時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調 査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務 手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じ ベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区	分	島根県	玉
一般行政職	大 学 卒	180, 203円	179, 200円
	高 校 卒	147,923円	147, 100円
高等学校教育職	大 学 卒	201,723円	_
小・中学校教育職	大 学 卒	201,723円	_
警 察 職	大 学 卒	209, 365円	208,000円
	高 校 卒	173,667円	169,500円

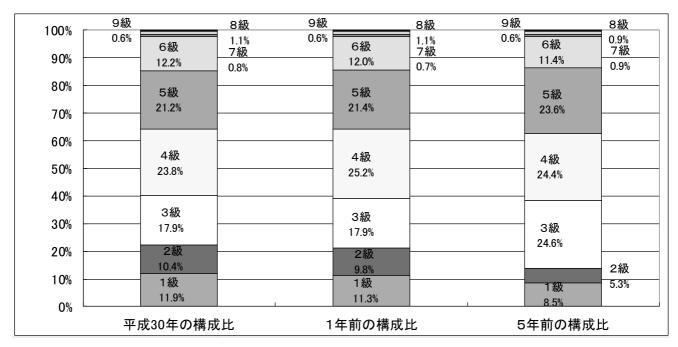
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,642円	353,120円	379,838円	395,777円
	高校卒	215,005円	303,138円	342,089円	368,986円
高等学校教育職	大学卒	303,266円	383,052円	406,390円	420,798円
小·中学校教育職	大学卒	301,339円	375,157円	397,607円	408,821円
警 察 職	大学卒	284,615円	382,118円	401,712円	415,430円
	高校卒	255,729円	351,770円	393,786円	406,325円

- (3) 一般行政職の級別職員数等の状況
 - ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成30年4月1日現在)

	14 24 1	w / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	> 1/1 Di (/3/200	1 1/1 1 1 /	1 1 1 /	
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
					給料月額	給料月額
_	√π.		人	%		
1	級	主事、技師	442	11.9	143,398円	248, 483円
	γπ.	~ K ~ T ~ K K K	人	%		
2	級	主任主事、主任技師	386	10.4	193,779円	305,501円
	475		人	%		
3	級	主任	664	17.9	230, 181円	351,557円
4	475	企画員	人	%		
4	級		881	23.8	263, 467円	382,731円
_	475	グループリーダー	人	%		
5	級	7 N - 7 y - 9 -	786	21.2	289,612円	394,798円
	γπ.	÷n ⊏	人	%		
6	級	課長	451	12.2	320, 283円	412,094円
	475	÷н E	人	%		
7	級	課長	30	0.8	364, 328円	446,989円
	7T/	VIA E	人	%		
8	級	次長	42	1. 1	409,983円	470,821円
	Vert	÷n ⊏	人	%		
9	級	部長	22	0.6	460,564円	530,051円

- (注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 - 2 「職員数」は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)に基づく給 料表の級区分による職員数である。



イ 昇給への人事評価の活用状況 (島根県)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人	イ. 人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
口. 人	ロ. 人事評価を活用していない		0)
	活用予定時期	-	_	_	

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島	根	県		玉	
1人当たり平均ラ	支給額(平成29	年度)			
		1,556千円		_	
(平成29年度支統	合割合)		(平成29年度3	支給割合)	
期末手	当勤	勉手当	期末目	手当	勤勉手当
2.40 月	分 1.	65 月分	2.60	月分	1.70 月分
(1.25)月	分 (0.	90)月分	(1.45)	月分	(0.80)月分
(加算措置の状況	兄)		(加算措置の制	犬況)	
職制上の段階、職	職務の級等によ	る加算措置	職制上の段階、	職務の級等	による加算措置
役職加算 5	$5 \sim 20\%$		役職加算	$5 \sim 20\%$	
管理職加算 1	$5 \sim 25\%$		管理職加算	$10 \sim 25\%$	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (島根県)

平成29年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能 な成績率	支給実績がある成績率	支給可能 な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない		0		0	
	活用予定時期	H30.6月		H30.6月	

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

島	根	県		玉		
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤 続 25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤 続 3 5 年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算技	昔置		その他の加算措置			
定年前早期注	退職特例措置(2~20%加算)	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			
1人当たり平均	支給額					
	3,890千円	22,531千円			_	

(注)「1人当たり平均支給額」は、平成29年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額 である。

ウ 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給 実績(59,914千円					
支給職員1人当たり平均支	で給年額 (平成29年度)			788, 348円		
支給対象地域・職種	支給率	支給	対象職員数	国の制度 (支給率)		
東京都 (特別区)	20%		26人	20%		
大阪府大阪市	16%		9人	16%		
愛知県名古屋市	15%		2人	15%		
広島県広島市	10%		9人	10%		
京都府京都市	10%		1人	10%		
岡山県岡山市	3%		1人	3%		
宮城県石巻市	1.5%		1人	0%		
上記以外の市町村	0%		12,523人	0%		
医師 • 歯科医師	16%		28人	16%		
平 均 支 給	16.2%					
地域手当補正後ラスパイレス	97.8					
(ラスパイレス指数)	(97.8)					

- (注) 1 宮城県石巻市の1人は、地方自治法第252条の17の規定に基づく自治法派遣者であり、 派遣協定に基づき宮城県の関係規定により地域手当を支給している。
 - 2 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給した

- と仮定した場合の加重平均の支給率である。
- 3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 工 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

1771 - 177						
支給実績(平成29年度	:)	571,572千円				
支給職員1人当たり平	均支給年額 (平成29年度)	79,429円				
職員全体に占める手当	支給職員の割合(平成29年度)	56.8%				
手当の種類 (手当数)		57				
		教員特殊業務手当				
		教育業務連絡指導手当				
	支給職員数の多い手当	死体取扱手当				
		夜間特殊業務手当 (警察業務)				
代表的な手当の名称		交通捜査取締手当				
		教員特殊業務手当				
		教育業務連絡指導手当				
	支給額の多い手当	夜間特殊業務手当(警察業務)				
		警ら手当				
		漁獲手当				

才 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度)	2,616,169千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度)	502千円
支給実績(平成28年度)	2,717,093千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)	514千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならな い職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。
- カ その他の手当 (平成30年4月1日現在)

					支給職員1人当
		国の制		支給実績	たり平均支給年
手当名	 内容及び支給単価	度との	国の制度と	(平成29	
1 1 1		異同	異なる内容	年度)	(平成29
		共同		一 一 及)	年度)
扶養手当	配 偶 者 6,500円	同じ	_	千円	円
INR 1 -	子 10,000円			1,510,303	, , ,
	父 母 等			1, 510, 505	234,774
	特定期間(満16歳年度初めから満22				
	歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	_	千円	円
	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円			692,188	269,964
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の価額		及び距離の区分	1, 173, 118	107,301
	最高支給限度額 55,000円		が異なる。		
	交通用具使用者				
	2キロ~78キロ以上				
	$2,100$ 円 \sim $42,600$ 円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単 身 赴	支給額 30,000円	異なる	加算額が異な	千円	円

任	丢	坐	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離	I	る(国:距離に	291, 134	441,781
11	1		が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~		より8,000円~	231, 134	441,701
			70,000円)		70,000円)。		
初	任	給	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異かる	支給対象及び	千円	円
調			公か、国内区市、武区市寺水川・グロボが開催した 公	大なる	支給額が異な		1, 371, 586
当	15.	,	支給額(月額) 2,000円~414,300円		る。	01,200	1, 0, 1, 000
管	押	醅	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特	千円	円
手		中风	の定額		別調整額とし	915, 828	
7	=		支給額 41,600円~130,300円		で支給	913, 626	032, 233
焅	地	曲	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	_	千円	円
	手		に勤務する職員に支給	IHJ C		182, 535	
177	7	=	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の			102, 555	444.123
			月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額				
			大領ペ1/2 での月の船村及び大阪子=1の月頃 ×1/2) × 4 %~16%				
肚上	地	勤	本 1/2) 本 4 % ~ 10 % 特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ		千円	Ш
			お地公者又は単特地公者に共動し、ヨ該共動に任って住居を移転した職員に支給		_		円 107 525
	手		つく住店を移転した職員にX和 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%			83,755	197,535
	準工						
	手		~6%			→ Ⅲ	m
	き	地	へき地学校等に勤務する教職員に支給			千円	円
手	∄		支給額			327, 159	355, 995
	٠.٠	LrI.	給料及び扶養手当の月額×4%~25%				
	き		へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、			千円	円
			当該異動に伴って住居を移転した職員に支給			40,427	149,729
	ず	る	支給額 給料及び扶養手当の月額×2%~4%				
	当	that					
	時					千円	円
	信		する教育職員に支給(実績に基づき支給)			10,721	120,456
育	手当	5	支給額 定時制(夜間) 1日 900円				
	NIIZ.	ועב	通信制(日曜日)1日 2,400円			\ F	
	業		高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業			千円	円
育	手	当	等に従事する教育職員に支給(実績に基づき支給)			21, 257	84,021
			支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円				
			週休日等に行われる業務				
24	→/	tet	1月 600円又は1,200円				
	務		小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に			千円	円
育	等	教	支給			493,733	65,517
員	_	特	最高支給限度額 8,000円				
	手			- -	#1 76		
	日	勤	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	与額×135/100		たりの給与額	195,312	83, 289
					の算出方法が		
	pr-	44.1	The attracted by the section of the		異なる。		
			正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	時までの間に勤務した時支給		たりの給与額	60,389	77,621
			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
			与額×25/100		異なる。		
宿		直	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	千円	円
手			2,100円~30,000円			410, 245	167, 789
管			災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ	同じ	_	千円	円
員		別				9,075	40,695
勤	務	手	週休日又は休日に勤務した場合				

当			支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~		
			18,000円)		
			平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した		
			場合		
			支給額(勤務1回につき) 2,000円~6,000円		
農	林	漁	農・林・水産業等に関する専門の事項について、	千円	円
業	普	及	調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指	33,482	230,912
指	導	手	導を行う職員に支給		
当			支給額 給料月額×6/100		
災	害	派	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方	実績なし	実績なし
遣	手	当	公共団体等から派遣された職員に支給		
			支給額(1日につき) 3,970円~6,620円		
武	力	攻	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措	実績なし	実績なし
撃	災	害	置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派		
等	派	遣	遣された職員に支給		
手	当		支給額(1日につき) 3,970円~6,620円		
新	型	イ	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため	実績なし	実績なし
ン	フ	ル	国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に		
エ	ン	ザ	支給		
等	緊	急	、 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円		
事	態	派			
遣	手当	á			

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

	区	2	分	給 料 月 額 等
給	知		事	1,116,000円 (1,240,000円)
料	副	知	事	892,400円 (970,000円)
報	議		長	940,000円
	副	議	長	820,000円
酬	議		員	760,000円
₩п	知		事	(平成29年度支給割合)
期	副	知	事	3.15月分
末	議		長	(平成29年度支給割合)
手	副	議	長	3.15月分
当	議		員	
退				(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
職	知		事	124万円×在職月数×0.494 2,940.29万円 任期毎
手	副	知	事	97万円×在職月数×0.349 1,624.94万円 任期毎
当	備		考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施

- (注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、 1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- (6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

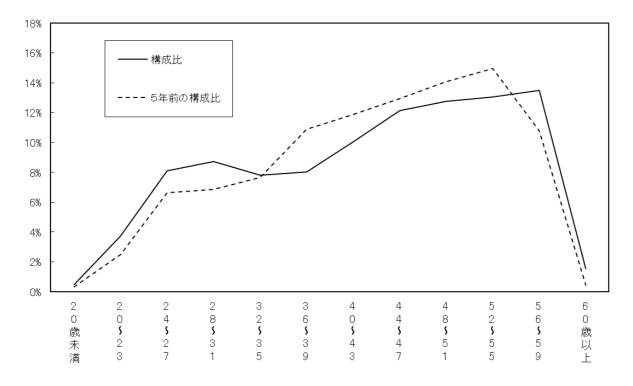
(単位:人)(各年4月1日現在)

	区分		職	員 数	対	前	年	主な増減理由	
部	門			平成30年	平成29年	増	減	数	
	_	議	会	21	22		A	1	
		総	務	505	498			7	地域交通対策等の業務増
	般	税	務	110	111		A	1	
普		民	生	241	244		A	3	国民健康保険法改正による減

	行	衛生	460	464	A	4	保健所共同設置による業務減
通		労 働	52	51		1	
	政	農林水産	907	899		8	全国植樹祭準備の業務増
会		商工	182	183	A	1	
	部	土木	790	788		2	
計		計					
	門		3, 268	3, 260		8	(参考:人口10万人当たり職員数 470.65人)
部	教育	部門					
			7,470	7,554	▲ 8	4	生徒数減による学級数の減少
門	警察	部門					
			1,831	1,825		6	育休代替職員の増
	小	計					
			12, 569	12,639	▲ 7	0	(参考:人口10万人当たり職員数1,810.18人)
公	病	院	1, 114	1,085	2	9	看護師等の増
営	水	道	20	21	A	1	
企会	下水	道	19	19		0	
業計	その	他	79	69	1	0	国民健康保険法改正による増
等部	小	計					
門			1,232	1, 194	3	8	
	合	計					
			13,801	13, 833	▲ 3	2	
			[15, 271]	[15, 277]	[🛦	6]	(参考:人口10万人当たり職員数1,987.61人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区	分		}	>	>	}	}	>	>	}	}	>		計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	

	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	65	514	1,121	1,205	1,078	1,109	1,387	1,677	1,764	1,804	1,865	212	13,801	

ウ 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	過去5年間の
部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	増減数 (率)
一般行政	3, 286	3, 269	3, 268	3, 239	3,260	3, 268	▲ 18 (▲ 0.5%)
教育	7,695	7,620	7,613	7,605	7,554	7,470	▲ 225 (▲ 2.9%)
警察	1,806	1,815	1,817	1,820	1,825	1,831	25 (1.4%)
消防							
普通会計計	12,787	12,704	12,698	12,664	12,639	12, 569	▲ 218 (▲ 1.7%)
公営企業等会計計	1, 105	1, 125	1,140	1, 154	1, 194	1, 232	127 (11.5%)
総合計	13,892	13,829	13,838	13,818	13,833	13,801	▲ 91 (▲ 0.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(ア) 総括

a 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成29	千円	千円	千円	%	%
年度	1,854,937	115, 436	171, 929	9.3	8.7

崩 八 崩		職員数	数給			与	費	1人当たり
区	分	A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
平月	戈29	人		千円	千円	千円	千円	千円
年月	度	21	82	, 970	16, 156	30,937	130,063	6, 193

(参考)	都道府県平均
1 人当	たり給与費
	千円
	_

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成30年3月31日現在の人数である。
- b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	41.9歳	339,849円	510,794円
(参考) 一般行政職	43.3歳	338,614円	518,934円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当·勤勉手当

島根県(水	道事業)	島根	県
1人当たり平均支給額	(平成29年度)	1人当たり平均支給額	(平成29年度)
	1,473千円		1,556千円
(平成29年度支給割合))	(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.65 月分	2.40 月分	1.65 月分
(1.25)月分	(0.90)月分	(1.25)月分	(0.90)月分

| (加算措置の状況)

(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置 職制上の段階、職務の級等による加算措置

役職加算 5~20%

役職加算 $5 \sim 20\%$ 管理職加算 $15 \sim 25\%$

管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成30年4月1日現在)

島 根	県 (企業局	職 員)	島根県				
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算	1 措置		その他の加算	算措置			
定年前早期	月退職特例措置	(2~20%加算)	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)				
1人当たり平均	勾支給額	22,457千円	1人当たり平	均支給額			
				3,890千円	22,531千円		

- (注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成27年度から平成29年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成29年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。
- (c) 地域手当(平成30年4月1日現在) 支給対象なし

(d) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給総額 (平成29年度)		426千円	
支給職員1人当たり平均支		30,428円	
職員全体に占める手当支給		66.6%	
手当の種類 (手当数)		4	
手当の名称	特殊現場作業従事手当	水質検査業務従事手当	用地等交
	渉手当 夜間特殊業務手	当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度)	5,782千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度)	289千円
支給実績(平成28年度)	3,844千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)	202千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
- (f) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29 年度)	支給職員1人当 たり平均支給年 額 (平成29 年度)
扶養手当	配 偶 者 6,500円	同じ	_	千円	円
	子 10,000円			2,600	236,364
	父 母 等 6,500円				
	特定期間(満16歳年度初めから満22				
	歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	_	千円	円
	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円			903	225,750

			家賃23,000円を超える場合				
			11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通	勤手	当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円
			定期券又は回数乗車券等の価額		及び距離の区分	2,906	161,463
			最高支給限度額 55,000円		が異なる。		
			交通用具使用者				
			2 キロ~78キロ以上				
			2,100円~42,600円				
			自動四輪車以外の場合は半額				
単	身	赴	支給額 30,000円	異なる	加算額が異な	千円	円
任	手	当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離		る (国:距離に	876	438,000
			が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~		より8,000円~		
_			58,000円)		70,000円)。		
			医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異なる	支給対象及び	実績なし	実績なし
調	整	手			支給額が異な		
当	~III	m4h	支給額(月額) 2,000円~414,300円		3.	7 11	
1		職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特	千円	円
手	当		の定額		別調整額とし	1,545	772,632
H±.	ᅫᆈ	##.	支給額 41,600円~130,300円	(1 E)	て支給	安徳か1	安体なし
1	地手		離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署 に勤務する職員に支給	同じ	_	実績なし	実績なし
195	十	∃	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の				
			ス和領 (特地公者共動時の紹科及の代養子目の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額				
			×1/2)×4%~16%				
特	地	勤	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	実績なし	実績なし
1	手		って住居を移転した職員に支給			7. /ig ' 6 C	X 194 '& C
	準		支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%				
	手		~6%				
	月		支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	与額×135/100		たりの給与額	692	62,898
					の算出方法が		
					異なる。		
夜	間	勤	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	時までの間に勤務した時支給		たりの給与額	426	106,481
			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
			与額×25/100		異なる。		
宿	日	直	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	実績なし	実績なし
手	当		2,100円~30,000円				
管	理	職	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ	同じ	_	実績なし	実績なし
員	特		り勤務した管理職員に支給				
勤	務	手	週休日又は休日に勤務した場合				
当			支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
			(実働時間が6時間を超える場合 6,000円~				
			18,000円)				
			平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した				
			場合				
L			支給額(勤務1回につき) 2,000円~6,000円				

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用	А	純損益又は実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成2	9	千円	千円	千円	%	%
年度	165	5,697	35, 296	22,742	13.7	14.7

	- ^	職員数		給		与	費		1人当たり
	分	A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В	給与費 B/A
平	成29	人		千円	千円	千円	千	円	千円
年	度	3	10), 524	3, 244	3,881	17,6	49	5,883

(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成30年3月31日現在の人数である。
- b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	35.1歳	274, 223円	423,784円
(参考) 一般行政職	43.3歳	338,614円	518,934円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- c 職員の手当の状況
 - (a) 期末手当·勤勉手当

島根県 (工業用水道事業)	島 根 県		
1人当たり平均支給額(平成29年度)	1人当たり平均支給額(平成29年度)		
1,294千円	1,556千円		
(平成29年度支給割合)	(平成29年度支給割合)		
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.40 月分 1.65 月分	2.40 月分 1.65 月分		
(1.25)月分 (0.90)月分	(1.25)月分 (0.90)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%		
管理職加算 15~25%	管理職加算 15~25%		

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- (b) 退職手当(平成30年4月1日現在)

<u> </u>								
島根	県 (企業局	職 員)	島根県					
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年			
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分			
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分			
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分			
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分			
その他の加算	1 措置		その他の加算措置					
定年前早期	月退職特例措置	(2~20%加算)	定年前早期	胡退職特例措置	(2~20%加算)			
1人当たり平均	勾支給額	22,457千円	1人当たり平	均支給額				
				3,890千円	22,531千円			

- (注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成27年度から平成29年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成29年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。
- (c) 地域手当(平成30年4月1日現在) 支給対象なし
- (d) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給総額 (平成29年度)		458千円	
支給職員1人当たり平均支		152,666円	
職員全体に占める手当支給		100.0%	
手当の種類 (手当数)		4	
手当の名称	特殊現場作業従事手当	水質検査業務従事手当	用地等交
	渉手当 夜間特殊業務手	当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度)	317千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度)	106千円
支給実績(平成28年度)	464千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)	155千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(平成30年4月1日現在)

) u /			
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29 年度)	支給職員1人当 たり平均支給年 額 (平成29 年度)
扶養手当	配 偶 者 6,500円	同じ	_	千円	円
	子 10,000円			504	168,000
	父 母 等 6,500円				
	特定期間(満16歳年度初めから満22				
	歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	_	実績なし	実績なし
	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円				
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の価額		及び距離の区分	450	150,000
	最高支給限度額 55,000円		が異なる。		
	交通用具使用者				
	2 キロ~78キロ以上				
	2,100円~42,600円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単 身 赴	支給額 30,000円	異なる	加算額が異な	実績なし	実績なし
任 手 当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離		る (国:距離に		
	が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~		より8,000円~		
	70,000円)		70,000円)。		
初 任 給	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異なる	支給対象及び	実績なし	実績なし
調整手			支給額が異な		
当	支給額(月額) 2,000円~414,300円		る。		
	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特	実績なし	実績なし
手 当	の定額		別調整額とし		
	支給額 41,600円~130,300円		て支給		
	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	_	実績なし	実績なし
務 手 当					
	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の				

千円

			月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額				
			$\times 1/2) \times 4\% \sim 16\%$				
特	地	勤	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	実績なし	実績なし
務	手	当	って住居を移転した職員に支給				
に	準	ず	支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%				
る	手	当	~6%				
休	目	勤	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	与額×135/100		たりの給与額	755	251,633
					の算出方法が		
					異なる。		
夜	間	勤	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	時までの間に勤務した時支給		たりの給与額	760	253,477
			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
			与額×25/100		異なる。		
宿	目	直	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	実績なし	実績なし
手	当		2,100円~30,000円				
管	理	職	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ	同じ	_	実績なし	実績なし
員	特	別	り勤務した管理職員に支給				
勤	務	手	週休日又は休日に勤務した場合				
当			支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
			(実働時間が6時間を超える場合 6,000円~				
			18,000円)				
			平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した				
			場合				
			支給額(勤務1回につき) 2,000円~6,000円				

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成29	千円	千円	千円	%	%
年度	2, 220, 290	710, 318	512,873	23. 1	22. 5

E A	職員数給		与		費	1人当たり	(参考) 都道府県平均
区分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	1人当たり給与費
平成29	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年度	60	242.111	54,081	91, 904	388, 096	6,468	_

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 - 「職員数」は、平成30年3月31日現在の人数である。
- 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	42.5歳	339, 556円	530, 399円
(参考) 一般行政職	43.3歳	338,614円	518,934円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- c 職員の手当の状況
 - (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(電気事業)	島根県
1人当たり平均支給額(平成29年度)	1人当たり平均支給額(平成29年度)
1,532千円	1,556千円

(平成29年度支給	割合)	(平成29年度支	(給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手	当 勤勉=	手当
2.40 月分	1.65 月分	2.40 月	1.65	月分
(1.25)月分	(0.90)月分	(1.25)月	分 (0.90)	月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状	;況)	
職制上の段階、職	務の級等による加算措置	職制上の段階、	職務の級等によ	る加算措置
役職加算 5	$5\sim20\%$	役職加算	$5 \sim 20\%$	
管理職加算 1	$5\sim25\%$	管理職加算	$15 \sim 25\%$	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成30年4月1日現在)

島 根	県 (企業局	職員)	島根県			
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分	
勤 続 25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤 続 3 5 年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算	算措置		その他の加算措置			
定年前早期	胡退職特例措置	(2~20%加算)	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			
1人当たり平	均支給額	22,457千円	1人当たり平5	均支給額		
				3,890千円	22,531千円	

- (注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成27年度から平成29年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成29年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。
- (c) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支 給 実 績(934千円			
支給職員1人当たり平均		933,642円		
支給対象地域・職種	支給率	支給	対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	20%		1人	20%

(d) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給総額 (平成29年度)		1,099千円	
支給職員1人当たり平均支		42,269円	
職員全体に占める手当支給	職員の割合(平成29年度)		43.3%
手当の種類 (手当数)			4
手当の名称	特殊現場作業従事手当	水質検査業務従事手当	用地等交
	渉手当 夜間特殊業務手	当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度)	19,490千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度)	398千円
支給実績(平成28年度)	18,024千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)	392千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
- (f) その他の手当(平成30年4月1日現在)

` -		/u i /			
					支給職員1人当
手当名		国の制		支給実績	たり平均支給年
	内容及び支給単価	度との関める中央 (平成29	額		
		異同	異なる内容	年度)	(平成29
					年度)

	桊 壬	当	配 偶 者 6,500円	同じ	l <u> </u>	千円	円
11/1	良丁	-=	子 10,000円	IHJ C		9, 112	233,641
			父 母 等 6,500円			3, 112	200,041
			特定期間(満16歳年度初めから満22				
			歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
/ 	居手	: 业	借家・借間居住者	同じ		千円	円
正/	占寸	-=	電子・1回用店に有 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円	IHJ C		2,901	290, 100
						2,901	290, 100
			家賃23,000円を超える場合				
)番;	勤手	: M	11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 交通機関利用者	異なる	女子田目の区へ	千円	
地	到寸	-=		共なる	交通用具の区分及び距離の区分		• •
			定期券又は回数乗車券等の価額			6, 188	131,662
			最高支給限度額 55,000円 55,000円		が異なる。		
			交通用具使用者				
			2キロ~78キロ以上				
			2,100円~42,600円				
274	<i>4</i> .	-1-1	自動四輪車以外の場合は半額	ш ъ з	10 Mr Mr 13 H 1		
	身で		支給額 30,000円	異なる	加算額が異な	千円	円
仕	手	当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離		る(国:距離に	3,608	451,000
			が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~		より5,000円~		
_			70,000円)		70,000円)。		
	任		医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異なる	支給対象及び	実績なし	実績なし
1	整	手	給		支給額が異な		
当			支給額(月額) 2,000円~414,300円		る。		
'		職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特	千円	円
手	当		の定額		別調整額とし	7,606	760,550
			支給額 41,600円~130,300円		て支給		
	地		離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	_	実績なし	実績なし
務	手	当	に勤務する職員に支給				
			支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の				
			月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額				
			$\times 1/2) \times 4 \% \sim 16\%$				
特	地	勤	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	実績なし	実績なし
務	手	当	って住居を移転した職員に支給				
に	準	ず	支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%				
る	手	当	\sim 6 $\%$				
休	日	勤	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	与額×135/100		たりの給与額	1,772	88,623
					の算出方法が		
					異なる。		
夜	間	勤	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円
務	手	当	時までの間に勤務した時支給		たりの給与額	1,339	78,755
			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
			与額×25/100		異なる。		
宿	日	直	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	実績なし	実績なし
手	当		2,100円~30,000円				
管	理	職	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ	同じ	_	実績なし	実績なし
員	特	別	り勤務した管理職員に支給				
勤	務	手	週休日又は休日に勤務した場合				
当			支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
			(実働時間が6時間を超える場合 6,000円~				
			18,000円)				
1				ı	1	1	

平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した			
場合			
支給額(勤務1回につき) 2,000円~6,000円			

- (才) 宅地造成事業
 - a 職員給与費の状況
 - (a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成29	千円	千円	千円	%	%
年度	193, 831	▲ 4, 969	0	0	_

1.7		公	職員数	給	<u> </u>	j.	費	1人当たり
X	•	ガ	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
平	成	29	人	千円	千円	千円	千円	千円
年	度		2	7, 108	721	2,570	10, 399	5,200

(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成30年3月31日現在の人数である。
- b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宅地造成事業	37.8歳	303,842円	452, 177円
(参考) 一般行政職	43.3歳	338,614円	518,934円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- c 職員の手当の状況
 - (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(宅地造成事業)	島根県
1人当たり平均支給額(平成29年度)	1人当たり平均支給額(平成29年度)
1,285千円	1,556千円
(平成29年度支給割合)	(平成29年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.40 月分 1.65 月分	2.40 月分 1.65 月分
(1.25)月分 (0.90)月分	(1.25)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%
管理職加算 15~25%	管理職加算 15~25%
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- (b) 退職手当(平成30年4月1日現在)

島 根	県 (企業局	職 員)		島根県	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算	1 措置		その他の加算	1 措置	
定年前早期	月退職特例措置	(2~20%加算)	定年前早期	月退職特例措置	(2~20%加算)
1人当たり平均支給額 22,457千円			1人当たり平5	均支給額	
				3,890千円	22,531千円

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成27年度から平成 29年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気 事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成29年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給対象なし

- (d) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在) 支給対象なし
- (e) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度)	616千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度)	308千円
支給実績(平成28年度)	- 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)	-千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
- (f) その他の手当(平成30年4月1日現在)

\ _) III /			
エルタ	中安卫邓士外光师	国の制度との	国の制度と	支給実績 (平成29	支給職員1人当たり平均支給年
手当名	内容及び支給単価		異なる内容		· .
		異同		年度)	(平成29
11 2/2 = 212	and the let				年度)
扶養手当	配 偶 者 6,500円	同じ	_	実績なし	実績なし
	子 10,000円				
	父母等 6,500円				
	特定期間(満16歳年度初めから満22				
	歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	_	実績なし	実績なし
	家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円				
	家賃23,000円を超える場合				
	11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円
	定期券又は回数乗車券等の価額		及び距離の区分	105	104,980
	最高支給限度額 55,000円		が異なる。		
	交通用具使用者				
	2 キロ~78キロ以上				
	$2,100$ 円 \sim $42,600$ 円				
	自動四輪車以外の場合は半額				
単 身 赴	支給額 30,000円	異なる	加算額が異な	実績なし	実績なし
任 手 当	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離		る (国:距離に		
	が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~		より5,000円~		
	70,000円)		70,000円)。		
初任給	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	異なる	支給対象及び	実績なし	実績なし
調整手	給		支給額が異な		
当	支給額(月額) 2,000円~414,300円		る。		
管 理 職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特	実績なし	実績なし
手 当	の定額		別調整額とし		
	支給額 41,600円~130,300円		て支給		
特 地 勤	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	_	実績なし	実績なし
務手当	に勤務する職員に支給				
	支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の				
	月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額				
I		I	I		ı l

			×1/2) × 4 %~16%				
特	地	勤	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	実績なし	実績なし
務	手	当	って住居を移転した職員に支給				
に	準	ず	支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%				
る	手	当	~6%				
休	日	勤	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	実績なし	実績なし
務	手	当	与額×135/100		たりの給与額		
					の算出方法が		
					異なる。		
夜	間	勤	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	実績なし	実績なし
務	手	当	時までの間に勤務した時支給		たりの給与額		
			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
			与額×25/100		異なる。		
宿	日	直	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	実績なし	実績なし
手	当		2,100円~30,000円				
管	理	職	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ	同じ	_	実績なし	実績なし
員	特	別	り勤務した管理職員に支給				
勤	務	手	週休日又は休日に勤務した場合				
当			支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
			(実働時間が6時間を超える場合 6,000円~				
			18,000円)				
			平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した				
			場合				
			支給額(勤務1回につき) 2,000円~6,000円				

イ 病院局

(ア) 総括

a 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

_	/ // 51					
	区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費 用に占める職員給 与費比率
	平成29	千円	千円	千円	%	%
	年度	21, 432, 258	▲ 665, 734	9, 437, 444	44.0	42.2

E A		職員数		給	-	与	費	1人当たり	(参
区	分	A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	1
平瓦	戈29	人		千円	千円	千円	千円	千円	
年度	Ĕ	1,051	4, 15	0,256	2, 412, 320	1, 471, 962	8, 034, 538	7,645	

(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 - 2 「職員数」は、平成30年3月31日現在の人数である。
- b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	44.7歳	564,808円	1,461,289円
看 護 師	34.9歳	291,750円	445,711円
事務職員	42.0歳	323,627円	493, 194円

(参考)一般行政職 |

43.3歳

338,614円

518,934円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

- c 職員の手当の状況
 - (a) 期末手当·勤勉手当

島根県(病院事業)	島根県
1人当たり平均支給額(平成29年度)	1人当たり平均支給額(平成29年度)
1,297千円	1,556千円
(平成29年度支給割合)	(平成29年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.40 月分 1.65 月分	2.40 月分 1.65 月分
(1.25)月分 (0.90)月分	(1.25)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%
管理職加算 15~25%	管理職加算 15~25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- (b) 退職手当(平成30年4月1日現在)

島根	県 (病院	事業)	島根県				
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分		
勤 続 2 5 年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤 続 3 5 年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算	1 措置		その他の加算措置				
定年前早期	月退職特例措置	(2~20%加算)	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)				
1人当たり平均	勾支給額		1 人当たり平均支給額				
	1,200千円	22,347千円		3,890千円	22,531千円		

- (注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成29年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成29年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。
- (c) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支 給 実 績		140,192千円		
支給職員1人当たり平均		892,944円		
支給対象地域・職種	支給率	支給対象	職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16%	144人		0%
県内全市町村	0%		970人	0%

(d) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給総額(平成29年度)	356,818千円	
支給職員1人当たり平均	355,042円	
職員全体に占める手当支	92.7%	
手当の種類 (手当数)		13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場	号作業従事手当 特殊自動車等運転
	手当 防疫作業等従事手当	死体取扱手当 精神保健業務手
	当 夜間特殊業務手当 放	(射線取扱業務等従事手当 機能回
	復訓練従事手当 医師手当	病院業務従事手当 航空業務従

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度)	751,991千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度)	748千円
支給実績(平成28年度)	704,985千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)	730千円

事手当 浄化槽管理業務従事手当

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度 の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支 給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(平成30年4月1日現在)

	,		2 - · /			
						支給職員1人当
			国の制		支給実績	たり平均支給年
手 当	名	内容及び支給単価	度との	国の制度と	(平成29	額
-	•		異同	異なる内容	年度)	(平成29
					' ~ '	年度)
扶養手	<u></u> 平	配 偶 者 6,500円	同じ	_	千円	円
八段丁		子 10,000円	I IHJ C		87,002	
					07,002	191, 214
		特定期間(満16歳年度初めから満22				
D = -		歳年度末まで)の子の加算 5,000円				
住居手	- 当	借家・借間居住者	同じ	_	千円	円
		家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円			121, 424	272,864
		家賃23,000円を超える場合				
		11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手	当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円
		定期券又は回数乗車券等の価額		及び距離の区分	48,510	61,328
		最高支給限度額 55,000円		が異なる。		
		交通用具使用者				
		2 キロ~78キロ以上				
		2,100円~42,600円				
		自動四輪車以外の場合は半額				
単 身	盐	支給額 30,000円	異なる	加算額が異な	実績なし	実績なし
任手				る(国:距離に		
1 1 1		が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~		より8,000円~		
		70,000円)		70,000円)。		
уп <i>И</i>	40		田よって		₹ □	m
初任		医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支	浜 な る	支給対象及び		円
.,	手			支給額が異な	557, 413	3,643,224
当		支給額(月額) 2,000円~414,300円		る。		
管 理	職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国:俸給の特		円
手 当		の定額		別調整額とし	39,740	883, 102
		支給額 41,600円~146,400円		て支給		
特 地	勤	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署	同じ	_	実績なし	実績なし
務 手	当	に勤務する職員に支給				
		支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の				
		月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額				
		×1/2) × 4 %~16%				
特 地	勤	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴	同じ	_	千円	円
務手	当	って住居を移転した職員に支給			41	41,052
に準		 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%				_
る手		~6%				
休日	 勤	 支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給	異なる	勤務1時間当	千円	円
務手				たりの給与額		66,009
333		V (5) (100)		の算出方法が	11,000	
				異なる。		
夜間	出	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千 円	円
			共なる			
務 手	当	時までの間に勤務した時支給		たりの給与額	75, 124	113,652

			支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給		の算出方法が		
			与額×25/100		異なる。		
宿	日	直	支給額(勤務1回につき)	同じ	_	千円	円
手	当		2, 100円~30, 000円			136,286	510,434
管	理	職	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ	同じ	_	千円	円
員	特	別	り勤務した管理職員に支給			36	36,000
勤	務	手	週休日又は休日に勤務した場合				
当			支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円				
			(実働時間が6時間を超える場合 6,000円~				
			18,000円)				
			平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した				
			場合				
			支給額(勤務1回につき) 2,000円~6,000円				

(8) 退職者(管理職)の再就職状況

平成29年度末退職者(管理職)の再就職の状況

1 32 23 7 2	一次23一及不足做有(自星做)の行就做の代抗								
					左のうち再就職した者				
			島根り	島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
区分	退職者数	合計	再任用職	非常勤嘱	臨時職員	民間企業	国・他の	公共的団	
			員	託職員		等	地方公共	体等	
							団体		
一般職員	87	64	27	3	0	16	2	16	
教育職員	13	11	3	1	0	5	1	1	
警察職員	6	6	0	0	0	3	1	2	
計	106	81	30	4	0	24	4	19	

- (注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員
 - 2 「島根県以外に再就職した者」は、平成30年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公 共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者
 - 3 「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された 者
 - 4 「非常勤嘱託職員」とは、地方公務員法第3条第3項第3号の規定により任用された者
 - 5 「臨時職員」とは、地方公務員法第22条第2項の規定により任用された者
 - 6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流の ため退職し、再就職した者は除く。
 - 7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共 団体以外の団体
 - 8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間(標準)

1 週間の正規 の勤務時間	1日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00	

⁽参考) 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)、職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)、職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)及び職員の勤務時間に関する規程(平成4年島根県教育委員会訓令第5号)(知事部局等、教育委員会、警察本部)

イ 休暇の概要

種類	概	要
年次有給休暇	1年(※暦年)につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があ すことができる。	っるときは、20日を限度として翌年に繰り越
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、 養を必要と認めたときは、その療養期間	疾病にかかった場合において任命権者が療 引中は有給休暇
私傷病休暇	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	場合において、任命権者が療養を必要と認め ≳規則で定める特定の疾患 180 日、その他の
夏季休暇	6月から10月までの間に4日以内	
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、 可能	2日を超えない範囲内で生理休暇の取得が
産前産後休暇	子職員が請求した場合 → 出産	○は、14週間)以内に出産する予定である女長の日までの請求した期間○は、14週間・公司を経過する日までの日本の翌日から8週間を経過する日までの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の
慶弔休暇	本人の結婚:7日以内 妻の出産:3日 内(血族)等 父母、配偶者及び子の祭	以内 忌引:配偶者 10 日以内、父母 7 日以 译日:年各々 1 日
介護休暇	に支障がある者の介護をするため、介護	により2週間以上にわたり日常生活を営むの 後を要する一の継続する状態ごとに、3回を い範囲内で指定する期間内において必要と認 いできる。休暇期間中の給与は減額
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態こ 日につき2時間を超えない範囲内で取得	ごとに、連続する3年の期間内において、1 計可能
特別休暇	生後3年に達しない子を育てる場合(育て与える)	《地変による職員の現住居の滅失又は破壊、 育児時間)等、特定の事由がある場合に限っ

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)、職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)、島根県企業局職員就業規程(昭和48年公営企業管理規程第2号)、島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)

ウ 特別休暇の種類(主なもの)

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで1日 120 分以内、満1歳~3歳まで 60 分以内 (30 分を単位として2回に分けて取得可)
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内 (中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する 場合は10日以内)
短期の介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は、10日以内)

妊娠障害(つわり) 10日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降	任	免	職	休	職	降	給	合	計
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)		0		0		0		0		0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)		0		0		71		0		71
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)		0		0		0		0		0
その他		0		0		0		0		0
合 計		0		0		71		0		71

教育委員会

処分の種類 処分事由	降	任	免	職	休	職	降	給	合	計
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)		0		0		0		0		0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)		0		0		100		0		100
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)		0		0		0		0		0
その他		0		0		0		0		0
合 計		0		0		100		0		100

警察本部

E WALLER					
処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	23	0	23
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	23	0	23

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合 計
処分事田					

法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

教育委員会

処分の種類 処分事由	戒 告		減	給	停	職	免	職	合	計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)		1		1		0		2		4
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)		0		0		0		0		0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)		О		1		3		0		4
合 計		1		2		3		2		8

警察本部

E X-1-III					
処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	3	0	1	4
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	3	0	1	4

(3) 職員の服務の状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

1170	7 IMA P TO THE POLICE TO THE P									
区分	総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率					
区 刀	a (目)	b (目)	c (人)	b/c (目)	b/a (%)					
知事部局等	163, 482	43, 443	4, 247	10. 2	26.6					
教育委員会	108, 481	31, 431	2, 823	11. 1	29.0					
警察本部	69, 407	18, 774	1,820	10.3	27.0					
合 計	341, 370	93, 648	8,890	10.5	27.4					

⁽注) 対象期間: 暦年(平成29年1月1日~平成29年12月31日)

イ 育児休業等の取得状況

	X	分	育児休業 部分休業 取得者数 取得者数		育児短時間 勤務取得者数
		男性職員	11	0	0
	対 知事部局等 女性職員	力性概具	0	0	0
			86	18	5
١		女性 似貝	125	22	4

	田仏野日	2	0	1
教育委員会	男性職員	0	0	0
教育安貝云	女性職員	125	5	0
	女性 女性	120	4	1
	男性職員	1	0	0
警察本部	力性概具	0	0	0
音祭平司	女性職員	16	0	0
	女性	13	0	0
計		241	23	6
FT		258	26	5

- (注)上段には平成29年度に新たに取得した者、下段には平成28年度から29年度にかけて引き続いている者の数。
- (注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇	休暇の耳	负得形式
			全日型	時間型
		取得者数	中心	中 心
知事部局等	男性職員	0	0	0
和事的何寺	女性職員	2	1	1
教育委員会	男性職員	2	2	0
教育安貝云	女性職員	7	7	0
警察本部	男性職員	0	0	0
言杂平的	女性職員	2	2	0
	計	13	12	1

				介護休暇	最承認期間		
		1月以下	1月超え	2月超え	3月超え	4月超え	5月超え
		1万以下	2月以下	3月以下	4月以下	5月以下	3月旭ん
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
和争动问守	女性職員	0	2	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	1	0	0	0	1
教育安貝云	女性職員	1	1	0	0	0	5
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
言祭平前	女性職員	1	0	0	0	0	1
	計	2	4	0	0	0	7

⁽注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業	修学部分休業	
		取得者数	取得者数	
知事部局等	男性職員	1	1	
四事即问守	女性職員	1	0	
教育委員会	男性職員	0	0	
教月安貝云	女性職員	2	0	
警察本部	男性職員	0	0	
音祭平司	女性職員	0	0	
	計	4	1	

⁽注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

(4) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 研修の状況

一般職員(自治研修所)

		/			
	研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
Ī	新規採用職員	9	45	480	市町村職員含む。

採用2年目	3	6	117	
一般職員第I課程	5	10	177	市町村職員含む。
一般職員第Ⅱ課程	5	10	175	市町村職員含む。
中堅職員	6	12	179	市町村職員含む。
新任係長	7	12	256	市町村職員含む。
新任企画員	3	6	113	
新任G L	3	9	117	
新任GL・企画幹フォローアップ	3	3	98	
新任課長補佐	4	8	155	市町村職員対象
新任課長	5	10	198	市町村職員含む。
選択研修	30	34	1, 017	20 講座(法務能力開発等) 市町村職員 含む。 ※日数及び回数には、職員短期派遣研 修を含まない。

教育職員(教育センター)

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
初任者	33	49	1, 039	教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教 諭、学校事務職員、実習教員
経験者	44	44	1, 270	6年目研修、11年目研修
管理職	14	14	668	校長(新任、2年目) 教頭・副校長(新任、2・3年目)
職務	17	22	1, 679	特別支援教育専任教員研修、教務主任 研修等
テーマ研修	16	29	1, 469	キャリア教育研修、体育科実技研修等
能力開発	39	45	1, 487	教科等、生徒指導等、情報教育
出前講座	163	163	2, 591	教育課題、教科等、情報教育、教育相 談、特別支援教育等

⁽注) 対象:小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員 (警察学校)

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
初任科	3	661	57	短期課程(6月)、長期課程(10月)
一般職員初任科	1	25	14	警察主事対象
初任補修科	3	194	57	短期課程(2月)、長期課程(3月)
警部補・巡査部長任用科	1	12	11	
部門別任用科	4	76	43	生活安全、刑事、交通、警備
専科 (業務に直結)	28	185	298	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 人事評価の状況

区 分	項目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価(病院局医療職等を除く)	2	29年9月、30年3月	3,515 人
和爭的何等	人事評価 (病院局医療職等)	1	30年3月	850 人
教育委員会	人事評価 (事務局等職員)	2	29年9月、30年3月	609 人
教育安貝宏	勤務評価(県立学校教育職員)	1	30年2月	1,981 人
	勤務評価(市町村立教職員)	1	30年2月	4,794 人
警 察	人事評価	2	29年9月、30年3月	1,724人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

<i>y</i> <u> </u>									
選任状況	総括安全 衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生 推進者等	
区分	選任すべき	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	選任者数	事業場数	事業場数
知事部局等	6	6	7	7	20	20	27	52	52
教育委員会	0	0	0	0	33	33	36	28	28
警察本部	0	0	0	0	8	8	12	5	5

						委	員	会	
選任状況		産業医			衛生委	委員会	安全委	委員会	して 委員
区分	選任すべき	事業場数	選任者数	実選任者数	設置すべき	事業場数	設置すべき	事業場数	している事業場数委員会として設置年のうち、安全衛生
知事部局等	20	20	20	14	20	20	7	7	7
教育委員会	33	33	33	33	33	33	0	0	0
警察本部	8	8	8	9	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、 職員会館の管理・運営を行った。	10, 837
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業 医の設置等を行った。	4, 660
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	232
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるようにストレスチェック制度、職員相談、専門相談、研修等を実施した。	9, 893
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	39, 986
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服(作業 衣、白衣等)を貸与した。	4, 712
合 計		70, 320

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全·衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、 衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそ れに伴う研修等を行った。	2, 516
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期	9, 495

		の対処を行えるようストレスチェックの実施、専門相談 や研修会等を実施した。	
健康診断事業		教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健 康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施 した。	42, 042
合	 		54, 053

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者・衛生管理者・産業 医の配置等を行った。	5, 888
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	930
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	349
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにラ イフプランセミナーを実施した。	1, 288
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	21, 284
合 計		29, 739

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育多	5員会	警察本部		
建 球砂例の種類	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者	
雇入時健康診断	237	237	242	242	77	77	
定期健康診断	2, 232	2, 226	2, 659	2, 520	1, 238	1, 238	
人間ドック	2, 110	2, 110	1, 124	1, 124	517	517	

- エ 勤務条件に関する措置の要求の状況 平成29年度中において人事委員会からの勧告はなかった。
- オ 不利益処分に関する不服申立の状況 平成29年度中において人事委員会から是正の指示はなかった。

- 3 人事委員会の報告について
- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
 - ア 競争試験
 - (ア) 採用試験
 - a 試験実施概要

試験の	的极大大地似多		活			量 試験内容	
種類	試験区分	受 験 資 格	受 期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	社食業業合築気務医・農林総建電事法械・農林総建電事法械	[行政] 昭和63年4月2日 日本	5月26日 まで	6月25日	7月29日 から 8月3日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (行政・警察事務) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面接 (行政験 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	畜産・林業・ 埋蔵文化財保 護	昭和60年4月2日から平成8年4月1日 ら平成8年4月1日 までに生まれた8年4 月2日以降に生平成8年4 月2日以降、学に 大大を 大大で 大大で 大大で 大大で 大大で 大大で 大大で 大大で 大大で	から 12月19日 まで	1月6日 か1月7日 まで	_	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (畜産・林業) 択一式及び記述式 (埋蔵文化財保護) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査	_
高校卒業程 度試験	合土木・学校 事務 A, B(出 雲)・学校事 務 A, B(石 見)・学校事	[学校事務A] 昭和63年4月2日か ら平成8年4月1日 までに生まれた者 [学校事務Aを除く 試験区分] 平成8年4月2日か ら平成12年4月1日 までに生まれた者	から 8月25日 まで	9月24日	10月22日 から 10月25日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

(隠岐地区)

まで

作文試験

まで

県

報

試験の			試		程	試 験 内	容
種類	試験区分	受験資格	受 付期 間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第1次試験	第2次試験
		昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む)	から 4月24日	5月14日	6月18日から 6月20日ま で	五肢択一式	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	性・4月採用 女性	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む)		同上	同上	同上	同上
警察官(大2) 学卒・試験 回)	男性・女性・武道	[男性 3 日本 5 日本	6月14日 まで	7月9日	8月19日 から 8月22日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個文的 個文 個文 個 個 個 個 個 個 個 個 個 個 人 性 検 性 後 度 数 数 の の の の の の の の の の の の の の の の の
	男性・女性・武道		8月25日 まで	9月17日	10月29日 から 10月31日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別試験 作文性 個別試験 適場体 個別 個別 個別 個別 の の の の の の の の の の の の の の

H30.5.1現在 最終合格 最終倍率 採用者 4.4 2.2 3.3 1.6 1.7 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.2 4.0 2.0 1.8 1.7 1.8 2.5 2 (B)/(D)3 極(D)/(B) 0.0% 50.0% 33.3% 33.3% 100.0% 8% 3% 4% 7% 0 % % % % %9 22. 46. 30. 26. 63. 58. 50. 50. 17. 66. 34. 50. 83. 25. 60. 50. 54. 60. 55. 40. 28. 2 2 3 3 7 7 3 3 0 1 3 4 3 6 1 5 1 26 25 51 2 (D) 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 | その他 1 3 1 最終合格者数 26 23 49 2 2 4 9 0 1 6 3 10 12 12 第2次試験 母驗者数 54 35 89 249823 9 1 5 6 6 8 8 5 2 7 6 3 20 5 2 1 1 2 2 7 9 6 118 3 21 5 1 6 11110 第1次試験合格者数(C) その他 1 3 1 大学卒 短大卒 高校卒 6 116 118 118 5 79. 7% 79. 4% 88. 2% 88. 2% 85. 7% 75. 0% 100. 0% 60.0% 84.6% 100.0% 87.1% 100.0% 100.0% (B)/(A)66. 66. 66. 80. 71. 2 2 9 4 0 9 6 5 5 7 7 7 1 2 3 7 大学卒 短大卒 高校卒 その他 (B) 受験者数 2 2 9 4 01 9 143 68 211 受験申込 (A) 老数 性別 採用予定 50 赵 뻾 油 涶 翐 \mathbb{H} 锤 41 $|\mathbf{x}|$ 試験区 重 ᄪ $\sqrt{\square}$ 介 行 쌔 * 长 貕 ປ 試 種類 +孙 牡 継 팵 座

試験実施結果

数	世	П		П	က		33	2	ಣ	rc	П		\vdash	\vdash		П				П		\vdash	П			64	47	,
採用者勢	H30.5.1現在																									9	4	_
最終合格 最終倍率 探用者数	(B)/(D)	1.0		1.0	2.7		2.7	5.0	4.0	4.3	6.0		12.0	1.0		1.0				4.0		4.0	7.0		10.0	3.4	2.4	
景終合格]	率(D)/(B)	100.0%		100.0%	37.5%		37.5%	20.0%	25.0%	23.1%	16.7%	0.0%	8.3%	100.0%		100.0%			0.0%	25.0%		25.0%	14.3%		10.0%	29.1%	42.3%	
	1111111	1		П	3		3	2	4	9	1	0	1	1		П			0	П		1	1		П	89	22	
(D)					1		1		П	П																4	က	
	本 その他								•••••																	0	0	
最終合格者数	夲 高校卒																									0	1	
贵終合	短大卒																											
重	大学卒	I		П	2		2	2	က	വ	1		1	1		П				1		1	1			64	51	
第2次試験	受験者数	1		П	D		2	5	11	16	3	2	5	1		П										129	82	
	,	1		П	9		9	2	11	16	3	2	2	1		П		ے			ے			ے		135	84	_
(C)	御雪				1		1		П									験な			験な			験な		4 1	က	
\$者数	卒るの他	ļ							1	1								第2次試験なし			2 次試験なし			2次試験なし		1		
第1次試験合格者数	5 高校卒																	新2			新2			無2		0		
次試	短大卒	ļ																									_	
第1,	大学卒			1	5		5	5	6	14	3	2	5	1		1										130	79	
必 聯率	(B) / (A)	33.3%		33.3%	61.5%		61.5%	76.9%	84.2%	81.3%	100.0%	66.7%	80.0%	50.0%	0.0%	33.3%		100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	77.8%	100.0%	83.3%	80.4%	83.3%	_
1) +=	1			8		∞	10	16	26	9	9	12	1	0	П		П	П	4		4	2	ಣ	10	234	130	_
	和				2		2		П	-															\dashv	2	9	_
ζ (B	(本 その	ļ							П	П																1		
受験者数	卒 高校卒							П		П																2	3	
多	5 短大卒);			(~	3		٠,									+		~				
	大学卒	L		П	9		9	6	14	23	9	9	12	1		Т		Т	Т	4		4	<u>l</u>	3	10	226	120	
受験申込	者数 (A)	3	0	3	13	0	13	13	19	32	9	9	15	2	1	3		П	П	4	0	4	6	3	12	291	156	
型型	別	田田	$\not\equiv$	111111111	田	¥	11111111	田田	¥	111111111111111111111111111111111111111	角	¥	11111111	角	¥	111111111111111111111111111111111111111	出	¥	111111111111111111111111111111111111111	角	\not	111111111	黑	\not	111111111111111111111111111111111111111	出	X	_
採用予定	人員		П			33			9			П			П			П			П			1			125	_
447	`		挨			鬞			崧			困			挨			祵	$\overline{}$		業	(:護	$\overline{}$		111111111111111111111111111111111111111	_
文文									#			逬			쵏				実施			実 施		財保	実施			
試験区分									徽			徽			燄				田			月		埋蔵文化財保護	Ħ			
			獭						擊			麯			獭			州	(1		*	(1		堆蕨	(◁◻	
	種類								K																			-

第1次試験: 6月25日 第2次試験:7月29日~8月3日 畜産、林業、埋蔵文化財保護(1月実施) 1月6日~7日(第2次試験なし)

種類 一般事務 (出雲地区) 耐 学校事務 A (石見地区) 校	≺ ;		1 - 34	٠	イッグゴダ	× C	`	<	人受干	那 1 巛	1 久式熨行俗有数	冶白妆) ポン久野獣		最終合	終合格者数	ž O	<u> </u>	最終合格	最終倍率	採用者数
	7	別	者数 (A)	大学卒	短大卒 高校卒	5板卒 その	丑	計 (B)	(B) / (A)	大学卒 短	短大卒 高杉	高校卒 その他)他	受験者数	女 大学卒	卒 短大卒	5 高校卒	その他	量	率(D)/(B)	(B) / (D)	H30.5.1現在
	Ţ	眠	49		П	31	13	45 6	91.8%			12	9	18 1,	2		5	2		7 15.6%	6.4	2
	11	$\not\bowtie$	17		9	∞	23	16 5	94.1%		4	4	2	10 10	10	က	4	2		9 56.3%	1.8	6
		111111111111111111111111111111111111111	99		7	39	15	61 5	92. 4%		4	16	∞	28 27	7	с 	6	4	. 16	3 26. 2%	3.8	14
		角	20			12	വ	17 8	85.0%			10	2	15 1	2		6	င	12	2 70.6%	1.4	
	10	\not	3			П	23	3 10	100.0%			-	23	3	ಣ			2		3 100.0%	1.0	2
		111111111111111111111111111111111111111	23			13	7	8 02	87.0%			11		18 18	∞		10	വ	15	5 75.0%	1.3	6
		田田	29	11	П	4	9	22 7	75.9%	2			3	2	2	2			.,	2 9.1%	11.0	
	4	\not	36	18	4	က	വ	30	83.3%	ಬ				2	22	2				2 6.7%	15.0	
		11111111	65	29	2	7	11	52	80.0%	7			ಣ	10 1	10	4			7.	4 7.7%	13.0	2
		用	12	6		П	П	11 6	91. 7%	9				9	2	2			.,	2 18.2%	5.5	2
	3	\not	8	9	П	П		8 10	100.0%					2	2	П				1 12.5%	8.0	0
		111111111	20	15	Н	2	П	19 6	95.0%	7	-			∞	7	3			.,,	3 15.8%	6.3	2
		眠	3				2	2	66.7%				23	2	1					. 50.0%	2.0	
		\not	П	Н				1 1(100.0%	П				1	П					0.0%		0
業 (隠岐地区)		11111111	4	П			2	3 7	75.0%	П			2	3	2					1 33.3%	3.0	
Ę		田田	11		2	5	3	10 6	90.9%		П	П	1	3	3			Т		. 10.0%	10.0	0
程 学校事務B	2	\not	6		က	4	-	∞	88.9%			2		33	2					12.5%	8.0	
度 (出雲地区)		111111111	20		2	6	4	18	90.0%			3	2	9	2			2		2 11.1%	9.0	
		角	3	l		I	2	3 10	100.0%			1	2	3	3			I		1 33.3%	3.0	
学校事務B		\not																				0
(石見地区)		11111111	3			1	2	3 10	100.0%			П	2	3	3			1]	1 33.3%	3.0	
		角	17			11	2	16 5	94. 1%			3	2	2	2		2		7	2 12.5%	8.0	
警察事務	3	\not	23		4	15	ಣ	22 6	95.7%			2		9	9		5			6 27.3%	3.7	2
		11111111	40		4	56	∞	38	95.0%				ಣ	11 11			7			8 21.1%	4.8	9
		留	144	20	4	9	37	8 971	87.5%	8	Т	27 2	21	57 54		4 0) 16	8	28	3 22.2%	4.5	18
和	35	\not	26	25	18	32	ಣ	88	90.7%	2	ಬ	12	9	30 29		3	3 10	9	22	25.0%	4.0	18
		111111111	241	45	22	26	50 2	214 8	88.8%	15	9	39	27	87 83		7 3	3 26	14	20) 23. 4%	4.3	36

第1次試験:9月24日

第2次試験:10月22日~25日

試験	試験区分	採用予定	和	受験申込	HIV)	受験者数	·数 (B		ŔΝ	受験率	第1次	第1次試験合格者数	格者数	(C)		第2次試験	最終	最終合格者数	5数 ((C	最終合格	格 最終倍率	嵙 採用者数	**
種類		人員	[]	者数 (A)	大学卒 短大卒 高校卒 その	豆大卒 唐	5校卒 そ	和	 	(B) / (A)	大学卒	大学卒 短大卒 高校卒 その他	校卒 その	の他計		受験者数 🛪	大学卒 短大卒 高校卒 その他	中 自校		制	率(D)/(B)	3) (B) / (D)) H30.5.1現在	1H
			角	2	2				2 1	100.0%	2				2	2	1				1 50.0%	2.0	0	П
	精神保健福祉士	-	¥			•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••																		
			11111111	2	2				2	100.0%	2				2	2	П				1 50.0%	2.	0	П
			田	2					0	0.0%														
炣	診療放射線技師	П	¥																					
女			111111111111111111111111111111111111111	2					0	0.0%						0								0
<u>=</u>			用																					
鈱	歯科衛生士	_	¥	2				23	2	100.0%				П		П				П	1 50.0%	2.	0	
1			111111111111111111111111111111111111111	2				2	2	100.0%				П		П					1 50.0%	2.	0	
			署	1					0	0.0%														
難	診療放射線技師	П	\not																					
	(1月実施)		11111111	1					0	0.0%						0								0
			黑	5	2	0	0	0	2	40.0%	2	0	0	0	2	2	1	0	0	0	1 50.0%	2.	0	П
	中世	4	\not	2	0	0	0	2	2	100.0%	0	0	0			1	0	0	0		1 50.0%	.2	0	
			111111111	7	2	0	0	2	4	57.1%	2	0	0	П	3	3	1	0	0	-	2 50.0%	2.	0	2
					ľ			ĺ					*	五十十十十	位1/4-1/1-21日 0.1日 0.1日		☆9.★号 → 10.日 o.9 □	田公 10		L L				ı

試験	試験区分	採用予定	荊	受験申込		受験者数	ľ	(B)		受験率	第1次	試験合	1 次試験合格者数	(C)) 第2次試験		最終合格者数	者数	(D)	平	最終合格	最終倍率	採用者数
種類		一人	別	者数 (A)	大学本	大学卒 短大卒 高校卒 その他	高校卒 ;	その他	111111111111111111111111111111111111111	(B) / (A)	大学卒 短大卒	[大本] 高	高校卒 その他	盂	► 受験者数	_	大学卒 短大卒 高校卒 その他	校卒			率(D)/(B)	(B) / (D)	H30.5.1現在
			备	114	1 71		2	10	83	72.8%	23			3	26 26	3 11				11	13.3%	7.5	10
	行政	14	\not	29	9 17	4	П	23	24	82.8%	9		-	1	8	3			-	4	16.7%	6.0	4
			111111111111111111111111111111111111111	143	88	4	က	12	107	74.8%	29		—	4	34 34	14			П	15	14.0%	7.1	14
			署	7	2 1				1	50.0%	1				1 1					0	0.0%		
滋	水産	1	\not	1	1				1	100.0%					0								
盆			111111111111111111111111111111111111111		3				2	%2 .99	П				1					0	0.0%		
Ŕ			角	7	4 2			2	4	100.0%	2			1	3	3 1			П	2	50.0%	2.0	2
≁	電気	2	¥																				
			1111111	7	4 2			2	4	100.0%	2			1	3 3	3 1			1	2	50.0%	2.0	2
			黑	120	74	0	2	12	88	73.3%	26	0	0	4	30 30	12	0	0	П	13	14.8%	6.8	12
	中丰	17	\not	30	0 18	4	-	2	25	83.3%	9	0	П	П	8	3	0	0	П	4	16.0%	6.3	4
			11111111	150	92	4	3	14	113	75.3%	32	0	1	5	38 38	3 15	0	0	2	17	15.0%	6.6	16

第1次試験: 10月15日 第2次試験:11月25日~26日

試験	試験区分	採用予定	型	受験申込	A.A	受験者数	数 (B)		AX	受験率	第1次	次試験合格者数	格者数	(C)) 第2次試験		最終合格者数	格者数	(D)		最終合格	最終倍率	採用者数
種類		人	別	者数 (A)	大学卒 短	1大本 高	短大卒 高校卒 その	御計	† (B)	/ (A)	大学卒 短	短大卒 高杉	高校卒 その他	相		-	大学卒 短大卒	高校卒	その他	111111111	率(D)/(B)	(B)/(D)	H30.5.1現在
			留	31	13	1	1	2	17	54.8%	7) 2	9				0	0.0%		
	一般事務	2	\not	6	9	П		П	9 1	%0.00	က				ec	27	2			2	22. 2%	4.5	2
幸	(石見地区)		111111111111111111111111111111111111111	40	19	2	2	8	26	65.0%	10				10	8	2			2	7.7%	13.0	2
1			角	∞	3			-	4	50.0%	1			1	2	1				0	0.0%		
M	一般事務	-	\not	∞	က			23	9	75.0%	3			2	2	23			1	1	16.7%	6.0	1
Ē	(隠岐地区)		11111111	16	9			3	10	62.5%	4			3	7	3			1	П	10.0%	10.0	1
1,07			眠	39	16	П		3	21	53.8%	∞	0	0	1	6)	0 C	0	0	0	0.0%		0
	4	က	¥	17	6	П	2	<u>د</u>	15	88.2%	9	0	0	2	8	4	2 0	0	П	3	20.0%	5.0	3
			111111111111111111111111111111111111111	99	25	2	က	9	36	64.3%	14	0	0	<u>හ</u>	17 11	-	2 0	0	П	က	8.3%	12.0	3

第1次試験: 10月15日 第2次試験:11月25日~26日

報

試験区分 採用予定 性 受験申込	採用予定 性 受験申込	性 受験申込	性 受験申込	申込			An2 15	古 京 京		1111	受験率(0)/(1)	第1次	欠試験 二十六		字数 (第2次試験 母點光點	事業		本 数 ***********************************	l				
短大卒 局校卒 その他 計			右数 (A) 大字や 組大や 局校や その他 計	(A) 大字や 短大や 局校や その他 計	短大卒 局校卒 その他 計	短大卒 局校卒 その他 計	局校卒 その他 計	その他計	\dashv	9	(A) /(粗大华	- 一 公 会	から角	1— 111111	以 蒙	大字本題	超大冬	局校卒 个	んの角間	計量	(B) / (B)	(B) / (D)	H30.5.1現在
大学本 10 男 45 21 21 46	10 男 45 21 21 21	男 45 21 21 21	45 21 21	21 21	21					46	. 7%	15				15	15	7				2	33.3%	3.0	9
第1回 2 女 8 3 3 3 3 3	2 本 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	8 3 3	8	3	8					က	37.5%	2				2	2	H				П	33.3%	3.0	
(10月採用) 12 計 53 24 24) 12 計 53 24	計 53 24	53 24	24		24	24	24	24		45.3%	17				17	17	8				∞	33.3%	3.0	9
大学卒 25 男 141 94 94 94	25 男 141 94	男 141 94	141 94	94		94	94	94	94		66.7%	78				78	28	33				33	35.1%	2.8	17
第1回 8 女 34 23 23	8 	女 34 23	34 23	23		23	23	23	23		67.6%	16				16	12	7	••••••			2	30.4%	3.3	3
(4月採用) 33 計 175 117 117) 33 計 175 117 1	計 175 117 11	175 117 1	117		117	117	117	117		66.9%	94				94	70	40				40	34.2%	2.9	20
大学卒 12 男 157 84 84	12 男 157 84	男 157 84	157 84	84		84	84	84	84		53.5%	22				22	26	14				14	16.7%	6.0	7
第2回 3 女 43 25 25	3 \$\psi\$ 43 25	女 43 25	43 25	25		25	25	25	25		58.1%	16				16	13	7				2	28.0%	3.6	4
15 計 200 109 109	計 200 109 1	計 200 109 1	200 109 1	109 10		109	109	109	109		54.5%	71				71	39	21				21	19.3%	5.2	11
大学卒 1 男 7 3 3	1 男 7 3	7 3	7 3	3		3	3	3	3		42.9%	2				2	1					0	0.0%		
第2回 女		***************************************	**																						
(武道) 1 計 7 3 3	7 3	7 3	7 3	3		3	3	3	3		42.9%	2				2	1					0	0.0%		0
10 男 89 50 10 60	89 80 10	89 80 10	89 50 10	50 10	10	10	10		09		67.4%			43	∞	51	49			14	1	15	25.0%	4.0	15
高校卒業程度 2 女 25 1 17 4 22	2 $\cancel{\cancel{x}}$ 25 1 17 4	女 25 1 17 4	25 1 17 4	1 17 4	4	4	4		22		88.0%		Т	∞	က	12	11			2	П	9	27.3%	3.7	9
12 計 114 1 67 14 82	詩十 114 1 67 14	詩十 114 1 67 14	$114 \qquad \qquad 1 \qquad 67 \qquad 14$	1 67 14	67 14	67 14	14	4	82		71.9%		1	51	11	63	09			19	2	21	25.6%	3.9	21
1 男 3 2 2	3	3	3	2				2	2		66.7%			2		2	2			-		1	50.0%	2.0	1
高校卒業程度 女		女	***																						
(武道) 1 計 3 2 2	1 計 計 3 2	3 2	3 2	2				2	2		66.7%			2		2	2			1		1	50.0%	2.0	1
59 男 442 202 0 52 10 264	男 442 202 0 52 10 2	男 442 202 0 52 10 2	$oxed{ $	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\begin{vmatrix} 0 & 52 & 10 & 2 \end{vmatrix}$	52	10 2	2	264		59.7%	150	0	45	8	203	151	54	0	15	1	02	26.5%	3.8	46
合計 15 女 110 51 1 17 4 73	$15 \cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel{\cancel$	\$\pi\$ 110 51 1 17 4	110 51 1 17 4	51 1 17 4	1 17 4	4	4		73		66.4%	34	П	∞	က	46	38	15	0	2	П	21	28.8%	3.5	13
74 👬 552 253 1 69 14 337	計 552 253 1 69 14	휴나 552 253 1 69 14	552 253 1 69 14	253 1 69 14	253 1 69 14	14	14		337		61.1%	184	П	53	11	249	189	69	0	20	2	91	27.0%	3.7	59

大学卒(第1回)…第1次試験:5月14日、第2次試験:6月18日~20日 大学卒(第2回)…第1次試験:7月9日、第2次試験:8月19日~22日 高校卒業程度…………第1次試験:9月17日、第2次試験:10月28日~31日

イ 選考

(ア) 採用選考

a 適用根拠規定状況

		部 局	知 事 部 局	病院局	教育委員会	警 察 本 部	委員会等	計
職員の	第 14 条	細則第7条第1号・2号 ・8号 (行政職3級以上・公安職 4級以上)	14 (9)	_ _	1	21 (21)	2 (1)	38 (31)
任用	第 1	細則第7条第3号 (海事職)	1		3			4
に 関	号	細則第7条第4号 (研究職の2級以上)	3	ı	2	1	1	5
する規		細則第7条第5号~7号 、9~11号 (医療職)	9	54	l	l	ĺ	63
別		4条第4号 の地方公共団体又は国の在 f)	4 (4)			4 (4)	ı	8 (8)
		4 条第 5 号 つて職員であった者)		ı	ı	١		_
		4 条第 6 号・10 号 争試験を行うことが不適当 飲	5	3	-	1	-	9
		4条第9号 命権者に委任)	_	_	_	_	_	_
		は団体の一般職の任期付職 目に関する法律第3条	6	_	_	_	_	6
		は団体の一般職の任期付研 発用等に関する法律第3条	_	_	-	_	_	_
		合 計	42 (13)	57	6	26 (25)	2 (1)	133 (39)

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

(単位:人)

						((単位:人)
職種	部 局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
	部·次長級	1					1
	課長級	2			1		3
	ク゛ルーフ゜リータ゛ー	1					1
行 政 職	企 画 員	1					1
	主任·主任主事·主任技師 ·主事·技師級	1 8	3	1	1	2	2 5
	計	2 3	3	1	2	2	3 1
	警 視				7		7
	警部・警部補級				1 3		1 3
公 安 職	巡查部長				4		4
	巡查						
	計				2 4		2 4
海事職		1		3			4
研究職	学 芸 員						
14)1 7L 4K	研 究 員	3		2			5
医療職(一)	医 師	3	2				5
医療職(二)		6	9				1 5
医療職(三)			4 3				4 3
任期付職員		6					6
合	計	4 2	5 7	6	2 6	2	1 3 3

公開選考試験実施結果(a及びbの一部)

	者数 (A) 大	大学卒 短大卒 高校卒		_								
文化財研究員 1 (日本近世史)	2		その他 計	(B) / (A)	大学卒 短大卒 高校卒 その他	計 受験者数	数 大学卒 短大卒 高校卒 その他	高校卒 その他	計 率(D	率(D)/(B) (B	(B) / (D) H30.5.1現在	8在
文化財研究員 1 (日本近世史) 文化財研究員 1 (日本民俗学) 研究員 2 (機械金属技術) 業医師 12 素剤師 3		2		5 100.0%	4	4	4 1		1 2	20.0%	5.0	1
(日本近世史) 文化財研究員 1 (日本民俗学) 研究員 2 (機械金属技術) 聚医師 12 薬剤師 3 船舶乗組員 1												1次:6/25
文化財研究員 1 (日本民俗学) 研究員 2 (機械金属技術) 獣医師 12 薬剤師 3	5	5		5 100.0%	4	4	4 1		$1 \mid 2$	20.0%	5.0	1 2次:8/4
文化財研究員 1 (日本民俗学) 研究員 2 (機械金属技術) 獣医師 12 薬剤師 3	2	2				2	2		0	0.0%		
(日本民俗学) 研究員 2 (機械金属技術) 獣医師 1.2 薬剤師 3 船舶乗組員 1 (航海)	2	2		2 100.0%	П	П	1 1		1 5	50.0%	2.0	1 1次:6/25
研究員 2 (機械金属技術)	4	4		4 100.0%		3	3 1		1 2	25.0%	4.0	1 2次:8/4
研究員 2 (機械金属技術) 12 薬剤師 3 船舶乗組員 1 (航海) 1	4	П		1 25.0%	-	1	1 1		1 10	100.0%	1.0	
(機械金属技術)	П			0.0%								1次:6/25~26
獣医師 12 薬剤師 3 船舶乗組員 1 (航海) 1	2	П		1 20.0%	П	1	1 1		$1 \mid 10$	100.0%	1.0	2次:8/4
獣医師 12 薬剤師 3 船舶乗組員 1 (航海) 1	3	2		2 66.7%			2		2 10	100.0%	1.0	2
寒剤師 3 船舶乗組員 1 (航海)	П	П		1 100.0%	第2次試験なし	なし	П		$1 \mid 10$	100.0%	1.0	1
薬剤師 3 船舶乗組員 1 (航海)	4	₀		3 75.0%			3		3 10	100.0%	1.0	3 6/25~26実施
薬剤師 3 船舶乗組員 1 (航海)	1	П		$1 \mid 100.0\%$			1		$1 \mid 10$	100.0%	1.0	1
船舶乗組員 1 (航海)	0				第2次試験なし	なし						
船舶乗組員 1 (航海)	1	1		1 100.0%			1		$1 \mid 10$	100.0%	1.0	1 6/25~26実施
船舶乗組員 1 (航海)												
(航海)	1		П	1 100.0%	第2次試験なし	なし			1 10	100.0%	1.0	1
	1		1	$1 \mid 100.0\%$				1	1 10	100.0%	1.0	1 9/24実施
器 温	0											
水産練習船乗組員 1	0				第2次試験なし	なし						
(航海A) 計	0											
	0											
水産練習船乗組員 1 女	0				第2次試験なし	なし						
(航海B) 計	0											
男	1	-		1 100.0%				П	1 10	100.0%	1.0	1
水産練習船乗組員 1 女					第2次試験なし	なし						
(司厨) 計	1			1 100.0%				1	1 10	100.0%	1.0	1 9/24実施
	10	2				C	4 3		3 4	42.9%	2.3	2
鳥獣対策 2 女	2	П		1 50.0%	-	П	1 1		$1 \mid 10$	100.0%	1.0	1 1次:10/15
1 40	12	8		8 66.7%		9	5 4		4 5	50.0%	2.0	3 2次:11/19
男												
身体障がい者対象 3 女	2	1		2 100.0%	第2次試験なし	なし	-		1 5	50.0%	2.0	1
(一般事務) 計	2	1		2 100.0%			Н		1 5	50.0%	2.0	1 10/22実施

備考							10/22実施			11/18実施			11/18実施			11/18実施			11/18実施			1 11/18実施			11/11実施						12/9実施			12/9実施		11/6世程	1/0天//
案用者数	130.5.1現在					-	-	П						2	-	က	-			-			-		-				П					-	-	-	1
	(B) / (D) H30.5.1現在					1.0	2.0	1.0		1.0				1.5	1.0	1.3	1.0		1.0	1.0		1.0	1.0		1.0				2.0		2.0	1.0		1.0	2.0	0 %	i
最終合格 最終倍率 採用者数	率(D)/(B)				0.0%	100.0%	50.0%	100.0%		100.0%	0.0%		0.0%	%2 '99	100.0%	75.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%				50.0%		20.0%	100.0%		100.0%	20.0%	50 0%	00.00
	11111111				0	-	П	1		1	0		0	2	П	3	П		1			П	П		П				П		П	-		П	_	-	7
(D)	その他																																				
各者数	高校卒																			Н		П	Н		П				П		П	П		П			
最終合格者数	短大卒																																				
審	大学卒 短大卒 高校卒					Т	П	1		1				2	Т	3	Т		1																Н	_	4
第2次試験	受験者数																																				
(C)	11111111		はなし			はなし			ばたし			はなし			ばたし			ばたし			はなし			ばなし			ばたし			はなし			なし			なし	
第1次試験合格者数	大学卒 短大卒 高校卒 その他		第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし			第2次試験なし		1	第2次試験なし	
第1次試	大学卒 短大卒																																				
受験率	(B)/(A)				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%		100.0%				100.0%		100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100 0%	n/o •oo∓
	111111111111111111111111111111111111111				1		2	1		Т	1		1	3	П	4	П		1	П		П	П		_				2		2			_	2	6]
(B)	その他										1		1																								
l í	短大卒 高校卒																			-	•••••	П	-		П				S		2	П		_			
受験者数					1		П																														
•	大学卒					_	Т	1		1				3	_	4	П		1	•															2	6	1
受験申込	者数 (A)	0	0	0	1	_	2	Ţ		1	1		1	3	_	4	_		1	_		1	_		1	0	0	0	2		2			П	2	6]
茶	別	角	\not	+==	角	\not	111111111111111111111111111111111111111	角	¥	111111111111111111111111111111111111111	角	\not	+	角	\not	111111111	眠	¥	11111111	眠	¥	111111111111111111111111111111111111111	眠	¥	111111111111111111111111111111111111111	眠	¥	11111111	眠	¥	111111111111111111111111111111111111111	野	×	111111111111111111111111111111111111111	眠.	太 辈	ī
採用予定	人員		_			_			2			3			2			П			П			П			П			П			_			_	
試験区分			身体障がい者対象	(学校事務)		身体障がい者対象	(警察事務)		U・Iターン型経験者	(農業)		U・1ターン型経験者	(林業)		U・Iターン型経験者	(総合土木)		U・1ターン型経験者	(建築)		U・1ターン型経験者	(機械)		職業訓練指導員	(建築科)	水産練習船乗組員	(第2回)	(航海A)	水産練習船乗組員	(第2回)	(航海B)	水産練習船乗組員	(第2回)	(司厨)	U・1ターン型経験者	(第2回) (農業)	(+X)
試験	種類																魁	*	Ĺ	揺	: 1	繼															

試験	試験区分	採用予定	世世	受験申込		受験者	験者数 ((B)		受験率	第1次試験合格者数	試験,	合格者	,数((C) 第	第2次試験	最終	最終合格者数 (D)	者数	(D)	事)	最終合格 最終倍率	長終倍率 14	採用者数	備考
種類			月月	者数 (A)	大学本	短大卒	大学卒 短大卒 高校卒 その他	から街	111111111111111111111111111111111111111	(B) / (A)	大学卒 短大卒 高校卒 その他	五大卒 晶	高校卒 そ		計	受験者数	大学本 角	大学卒 短大卒 高校卒 その他	核卒み	88	 	率(D)/(B) (B)/(D) H80.5.1现在	B)/(D)	130.5.1現在	
	身体障がい者対象		角	1		1			-	100.0%							!								
맭	(第2回)	2	\not	2			2		2	100.0%		ńπ∠	第2次試験なし	試験礼	7,										
— <u>—</u> ₩	(一般事務)		11111111	3		Т	2		က	100.0%															/6実施
析	身体障がい者対象		角																						
	(第2回)	_	\not			•••••						ńπ∠	第2次試験なし	試験礼	7,										
紅	(学校事務)		1111111	0																					
盘			眠	41	18	2	9	1	27	65.9%	12	0	0	0	12	11	13	0	2	0	18	%2 .99	1.5	16	
K K	石	47	\not	13	9	П	ಣ	П	11	84.6%	9	0	0	0	9	വ	9	0	0	П	2	63.6%	1.6	7	
			11111111	54	24	သ	6	2	38	70.4%	18	0	0	0	18	16	19	0	ಬ	-	25	65.8%	1.5	23	

備考			1次:書類審査	2次:9/9		1次:10/29、30	2次:11/22			
採用者数	130.5.1現在		П	1				0	П	-
最終倍率	(B) / (D) H30.5.1現在		2.0	7.0					3.0	10.0
最終合格	率(D)/(B)	0.0%	50.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	10.0%
	111111111111111111111111111111111111111	0	П	1	0	0	0	0	1	П
(D)	その他							0	0	0
5者数	高校卒							0	0	0
最終合格者数	短大卒							0	0	0
最	大学卒		П	1	0	0		0	Н	-
第2次試験	受験者数	3	П	4	2	П	3	2	2	7
(C)	111111111111111111111111111111111111111	3	П	4	2	П	3	വ	2	7
	その他							0	0	0
合格行	高校卒 その他							0	0	0
. 次試験合格者数	短大卒							0	0	0
第1%	大学卒	3	П	4	2	Н	3	2	2	2
受験率	(B) / (A)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	11111111	2	2	7	2	-	3	2	ಣ	10
(B)	その他							0	0	0
:者数 (高校卒 その他							0	0	0
受験者	短大卒							0	0	0
	大学卒	2	2	7	2	Н	3	7	ಣ	10
受験申込	者数 (A)	2	2	7	2	П	3	2	က	10
型型	別	用	\not	111111111111111111111111111111111111111	野	\not	11111111	黑	\not	111111111111111111111111111111111111111
採用予定	\ 		П			П			2	
試験区分			中山間地域研究員			研究員	(機械金属技術)		岩石	
試験	種類	咄	析	ر جه	(II)		T 14.	~	#D\	

試験	試験区分	採用予定	켚	受験申込	受職	受験者数 (]	(B)		受験率	第1次試験合格者数(C)	第2次試験	最終合	最終合格者数	(D)	<u>-</u> m	最終合格 最終倍率 採用者数	最終倍率 探	用者数	試験日
		人 員	別	者数 (A)	大学卒 短	短大卒 高校卒	卒 その他	11111111	(B) / (A)	大学卒 短大卒 高校卒 その他 計	受験者数	大学卒 短大卒 高校卒 その他	k 高校卒 .	その他	11111111	率(D)/(B)	(B) / (D) H3C	H30.5.1现在	
l			黑	13	7		9	13	100.0%			7		2	6	69.2%	1.4	6	H29. 8. 12
	看護師	(22)	¥	43	21		22	43	100.0%	第2次試験なし		14		23	37	86.0%	1.2	34	>
			11111111	26	28		28	56	100.0%			21		25	46	82.1%	1.2	43	H29.8.13
			留																H29. 8. 12
	助産師	(5)	¥	1			1	1	100.0%	第2次試験なし				П		100.0%	1.0	0	?
			11111111	1			1		100.0%					1	1	100.0%	1.0	0	H29. 8. 13
			黑	2	2			2	100.0%			П				50.0%	2.0	-	
	薬剤師	(1)	Ħ	П	П			1	100.0%	第2次試験なし					0	0.0%			H29. 8. 19
			111111111111111111111111111111111111111	က	က			3	100.0%			П				33.3%	3.0		
1			署	9	2			5	83.3%						0	0.0%			H29. 9. 9
知	管理栄養士	(2)	¥	22	17	4		21		第2次試験なし		1 1			2	9.5%	10.5	2	}
			111111111111111111111111111111111111111	28	22	4		26	92.9%			1 1			2	7.7%	13.0	2	H29. 9. 10
			角	7	1		9		100.0%					1	П	14.3%	7.0	П	H29. 9. 2
			¥	9	П		4	5	83.3%	第2次試験なし					0	0.0%			?
#	一种地域共工	(6)	11111111	13	2		10	12	92.3%					1	П	8.3%	12.0	1	H29. 9. 3
41	5十年 7 十一	9	黑	3	П		2	3	100.0%					П	-	33.3%	3.0	1	
			\not							第2次試験なし									H30. 3. 3
			1111111	3	1		2	3	100.0%					1	1	33.3%	3.0	П	
			番	2	2		3	9	100.0%			1		1	2	40.0%	2.5	2	
喧	臨床工学技士	(2)	*							第2次試験なし									H29. 10. 14
			-1- 1111¤	2	2		3	5				1		1	2	40.0%	2.5	2	
			眠	က	က			3							0	0.0%			
杠	社会福祉士	(1)	¥	2	4			4	80.0%	第2次試験なし		1			П	25.0%	4.0	1	H29. 9. 2
			111111111111111111111111111111111111111	8	7			7	87.5%			1			1	14.3%	7.0	1	
			黑	2	1			1				1			П	100.0%	1.0	П	
1m⊞	臨床検査技師	(1)	¥	9	3	2		5		第2次試験なし					0	0.0%			H29. 9. 9
			11111111	∞	4	2		9	75.0%			1			П	16.7%	6.0	П	
		(眠.													,			
***	診療情報管理士	(5)	X	2		7	က			第2次試験なし		- 1	23		2	40.0%		23	H29. 9. 3
			11111111	2		2	3	2				-7	01		2	40.0%	2.5	2	
			黑	П			<u> </u>	1	100.0%						0	0.0%		0	
#	作業療法士	(1)	*							第2次試験なし									H30. 3. 3
			111111111111111111111111111111111111111	_				1	_						0	0.0%		0	
			眠.	7	7			2							0	0.0%			
兴	診療放射線技師	(1)	*	_			_			第2次試験なし				_		100.0%	1.0	1	H30. 3. 3
- 1			111111111111111111111111111111111111111	3	2		1							П	П	33.3%	3.0	1	
		_	里.	44	24	0	0 18						0 (വ	15	35.7%	2.8	15	
	√ □	(20)	X	06	47				95.				3 0	25	44	51.2%	2.0	40	
			-1- 1111¤	134	71		0 49	128	95.5%			26 3		30	26	46.1%	2.2	22	

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は平成29年10月16日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の 規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のと おりである。

(ア) 職員給与等に関する報告

a 職員給与等の状況について

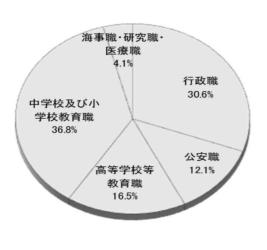
県職員の平成29年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

	区		分		数 数		年齢	平均経	験年数
給料表	_	_		平成 29 年	平成 28 年	平成29年	平成 28 年	平成 29 年	平成 28 年
				人	人	歳	歳	年	年
行政	<u>.</u>		職	3, 767 (30. 6%)	3, 774 (30. 4%)	43. 6	44. 0	22. 2	22. 5
公 安	:		職	1, 493 (12. 1%)	1, 498 (12. 1%)	38. 2	38. 5	17.0	17. 4
海事			職	46 (0. 4%)	46 (0. 4%)	38. 6	40.3	18.9	20.2
研究	1		職	245 (2. 0%)	244 (2. 0%)	42. 4	42.3	19. 1	19. 2
医 療 職	(1)	46 (0. 4%)	40 (0. 3%)	44. 3	46. 2	19.9	20.3
医療職	(2)	90 (0. 7%)	94 (0. 8%)	43.0	42.9	19.0	18.9
医 療 職	(3)	73 (0. 6%)	74 (0. 6%)	39.8	40.8	17. 7	18.6
高等学校	等 教	女育	職	2, 030 (16. 5%)	2, 069 (16. 7%)	45. 0	44. 7	22.2	22. 0
中学校及び小	学校	教育	育職	4, 534 (36. 8%)	4, 579 (36. 9%)	46. 0	46. 2	23. 3	23. 4
合			計	12, 324 (100. 0%)	12, 418 (100. 0%)	44.0	44. 2	21.8	22. 0

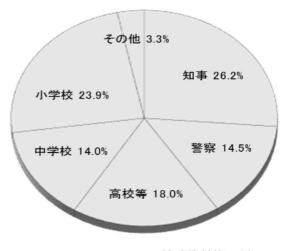
⁽注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



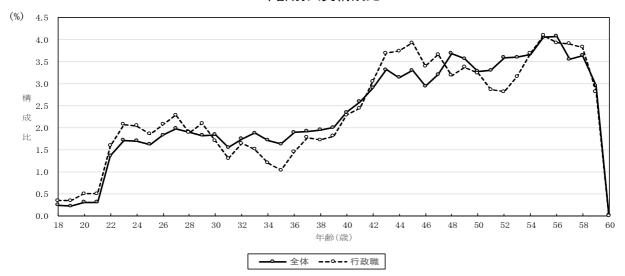
(参考資料第1表)

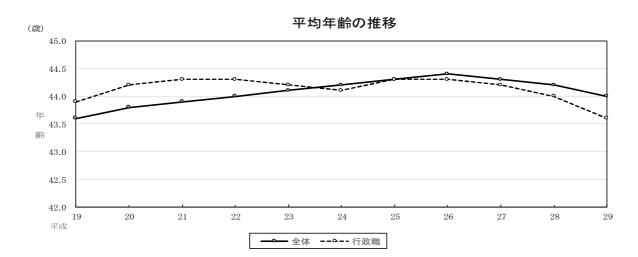
部局別職員構成比



(参考資料第2表)

年齢別人員構成比





職員の平均給与月額の状況

		区	分	全暗	战員	行政職	の職員
項	目		/	平成 29 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 28 年
				円	円	円	円
給			料	358, 402	360, 486	330, 103	333, 321
管	理明	戦 手	当	6, 271	6, 207	8, 324	8, 223
扶	養	手	当	10, 057	9, 866	10, 288	10, 483
地	域	手	当	531	486	673	623
住	居	手	当	4, 216	4, 065	3, 319	3, 038
特	地 勤	務 手	胀	3, 931	3, 971	2, 731	2, 834
そ	(カ	他	2, 661	2, 536	2, 039	2, 085
合			計	386, 069	387, 617	357, 477	360, 607

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 - 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む)及びへき地手当(準ずる手当を含む)の合計額である。
 - 3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所268のうちから層化無作為抽出法により抽出した143事業所を対象に「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち138事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、96.5%と極めて高い ものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種 4,144 人及び医師 等職種 913 人について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間 企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で50.8% (昨年55.0%)、高校卒で43.8% (同43.8%) となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で57.3% (同38.3%)、高校卒で55.7% (同38.7%)、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で42.7% (同61.7%)、高校卒で42.5% (同61.3%) となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は49.0%(昨年37.7%)、ベースアップを中止した事業所の割合は10.9%(同9.4%)となっている。

また、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は90.4%(同89.7%)、定期昇給を停止した事業所の割合は0.0%(同1.0%)であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が27.4%(同11.5%)、減額となっている事業所の割合が8.3%(同8.8%)となっている。

民間における給与改定の状況

(単位:%)

	項目	ベースアップ	ベースアップ	い コガム)	ベースアップ
役職	段階	実施	中止	ベースダウン	の慣行なし
係	日	49. 0	10. 9	0.0	40. 1
徐	員	(37.7)	(9.4)	(0.0)	(52.9)
課	長 級	42.2	11.9	0. 7	45. 2
禾	文 权	(32.5)	(9.5)	(0.0)	(58. 0)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。
 - 2 () 内の数字は、平成28年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

	、項	目							
	人均	Ħ	定期昇給	定期昇給	実施			定期昇給	定期昇給
2011世	投階		制度あり		昨年に	昨年に	昨年と		制度なし
1文明	以权怕				比べ増額	比べ減額	変化なし	停 止 	
係		員	90. 4	90.4	27. 4	8.3	54. 7	0.0	9. 6
1ポ		貝	(90.7)	(89.7)	(11.5)	(8.8)	(69.4)	(1.0)	(9.3)
課	長	級	86. 0	86.0	23.8	5. 2	57.0	0.0	14. 0
采	又	形义	(84. 2)	(83. 2)	(12. 2)	(3.7)	(67. 3)	(1.0)	(15.8)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。
 - 2 () 内の数字は、平成28年の割合である。

c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で0.4%、松江市で0.2%と それぞれ上昇している。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ165,640円、181,230円及び196,850円となっている。

d 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成28年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、100.3であった。

本県のラスパイレス指数は 98.0 (平成 27 年 97.6) と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成28年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	3
100以上 102未満	2 5
98以上 100未満	1 5
96以上 98未満	3
9 6 未満	1

都道府県平均指数	100.3

島 根 県	98.0
-------	------

備考 ラスパイレス指数:地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の 適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させ て比較し算出したもので、国を100としたもの。

e 人事院勧告の概要 (省略)

f 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、 このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な 給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、 学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与363,126円に対して職員給与は362,666円であり、職員給与が460円(0.13%)下回っている。

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 A-B ((A-B)/B×100)
363, 126 円	362, 666 円	460 円 (0.13%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は (7)の表「職員の平均給与月額の状況」の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.04月分に相当していた。これは、昨年(3.94月分)より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.95月)を0.09月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差 (A-B)
4.04月分	3.95月分	0.09月分

g 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員(係員)で、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ11ポイント程度増加していることや、定期昇給の昇給額が昨年と比べて増額している事業所の割合が昨年と比べ15ポイント程度増加していることなど、改善の傾向が見られた。

このような状況の中で、本年 4 月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記 f(a)のとおり、職員給与が民間給与を 460 円 (0.13%) 下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と 判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年8月に人事院が勧告した 俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。 再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改 定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、 同月に遡及して実施することとする。

(b) 期末手当・勤勉手当について

前記 f (b) のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.95月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.04月分)を0.09月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.10月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12 月期の勤勉手当を 0.10 月分引き上げ、平成 30 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の勤勉手当をそれぞれ 0.05 月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(c) 初任給調整手当について

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

h その他の課題

(a) 住居手当について

国においては、公務員宿舎の削減等により受給者の増加が続いており、今後その動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行っていくとしている。

本県においては、制度・構造は国に準拠することを基本としていることから、国の住居手 当の検討状況等について引き続き動向を注視していく必要がある。

(b) 再任用職員の給与について

国においては、民間企業の再雇用者の給与の動向等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた 具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくとしている。 本県においても、引き続き県内の民間企業の再雇用者の給与の動向や国における再任用 職員の給与の在り方にかかる検討状況等を注視していく必要がある。

(c) 獣医師の初任給調整手当について

獣医師については、随時募集を行うなど試験方法の見直し等を行ってきているが、採用者数が採用予定者数を下回る状況が続き、恒常的に欠員が生じている。今後の職員の退職により必要な獣医師数を確保できない状況が続けば、獣医師が担うべき業務に支障が生じることが懸念される。このことから、本県の獣医師の確保を図るため、獣医師に支給する初任給調整手当について改善する必要がある。

(d) 水産練習船乗組員等の給与について

水産練習船乗組員については、欠員が常態化し、安全上・運行上の問題を抱えていることから、乗組員の処遇の改善について、教育委員会等から要請があったところである。このため、本委員会においては、水産練習船をはじめ本県の船舶乗組員の勤務実態、国や他の都道

府県等の船舶乗組員の処遇の状況について調査を行い、改善の必要性について検討を進めてきた。

水産練習船乗組員は、水産高校の生徒の海技士免許取得のための訓練指導を行う重責を 担っているが、このことに対する給与上の評価がなされていない。このことから、水産練習 船乗組員の実習指導における特殊性・困難性を反映した給与とするため、当該乗組員に対し て特殊勤務手当を措置する必要がある。

また、本県職員の初任給基準については、国との均衡を基本として定められているが、甲板員・機関員等は、これより低い基準となっている。近年においては、水産練習船乗組員だけでなく、他の船舶乗組員の職員募集に対しても応募者が少なく、欠員を生じかねない状況であることから、海事職給料表適用職員の初任給基準について見直す必要がある。

(e) 教育職員の給与について

教育職員の給与については、国において、メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態を考慮し、休養日の設定など部活動運営の適正化に向けた取組を進めるとした上で、本年度の文部科学省予算において部活動手当等の拡充が措置されたところである。

本県における教育職員の給与については、職務や実績に見合った教育職員の処遇を行う という観点から、国や他の都道府県の動向を踏まえ、適時適切に見直しを行っていく必要が ある。

(イ) 人事管理に関する報告

a 人事管理上の課題について

(a) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行ってきた。平成25年度からの大学卒業程度試験への専門試験選択解答制(行政・警察事務)及び討論型個別面接試験(行政)の導入、平成27年度からのU・Iターン型経験者試験の新規実施、平成28年度からの経験者試験への自己アピール論文試験及び自己PR型個別面接試験(行政)の導入などにより、多様な人材が受験しやすい環境を整えるとともに、より人物重視の試験制度としてきたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学等での説明会を開催するなどの広報活動を行い、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、受験年齢人口の減少や民間指向等により、近年の受験者数は依然として減少傾向にあり、特に、技術系職種の人材確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図っていくとともに、任命権者と協力して、県職員の仕事の魅力ややりがい等についてより効果的な情報発信を積極的に行うなど、受験者の確保に取り組んで行く。

(b) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高め、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、そのための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的・自発的な能力開発を支援するための研修の実施、さらには職員の自己 啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。 また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後もこうした取組を一層進めていくとともに、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に着実に取り組む必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力・ 実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、給与処遇に的確に反映していくことが必要であ る。

その基礎となる重要な仕組みが人事評価制度であり、本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

平成28年4月に改正地方公務員法が施行され、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するとともに、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないこととされた。任命権者においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、公平性・公正性、客観性・透明性を担保した人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進める必要がある。

(d) 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成に取り組まれており、管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。

平成28年3月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画が策定されたところであり、引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、同計画を着実に実行し、キャリア形成や働きやすい環境整備を進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

(e) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した 生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現 することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

i 時間外勤務の縮減

本年3月に決定された「働き方改革実行計画」(働き方改革実現会議決定)を受け、本年6月には、厚生労働省労働政策審議会において、労使協定でも上回ることができない時間外労働の上限規制等を含めた関連法整備について、建議がなされた。

公務の分野においても、時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であるが、依然として時間外勤務の恒常化が解消できていない状況にある。

このため、任命権者において、「いきいきと働きやすい職場づくり」による所属の実態に応じた取組み、36協定等による個人ごとの時間外勤務の進行管理・振返り、時間外勤務が多い職員への所属長ヒアリング、朝礼・終礼(事前命令)の実施による時間意識の醸成など、これまで以上の勤務時間短縮に向けた取組が実施されているところである。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握し、特定の職員に過度な業務が集中することのないよう業務の平準

化を図るとともに、業務改善やいきいきと働きやすい職場づくりの取組などを進め、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

さらに、長時間労働の是正のためには、組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことも不可欠であり、幹部職員が先頭に立って、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善など、より一層の業務改革に取り組むことが必要である。

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本年8月に、中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会において「学校における働き方改革に係る緊急提言」が取りまとめられ、国及び地方公共団体に対して、学校現場へのタイムカードや留守番電話の導入、部活動休養日の設定、長期休暇中の学校閉庁日の設定、専門スタッフ・外部人材の配置拡充など、勤務時間の管理徹底と教育職員の負担軽減に向けた環境整備を図るよう要請された。

また、同部会においては、学校の業務・教育職員の業務が非常に多岐にわたり、業務負担が増大していることを踏まえ、学校及び教育職員が担うべき業務の在り方についても検討が行われているところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っており、県立学校の教育職員のうち昨年度月 100 時間を超える時間外勤務をした者の割合 (注) は、12.1%に達している状況にある。

本委員会が昨年から実施している学校現場における意見交換会においても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われており教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認された。

各学校においては、平成28年3月にすべての教育職員を対象に実施された勤務実態調査の分析結果を活用するなどして時間外勤務の縮減に取り組んでおり、任命権者においては、学校現場から教育委員会への報告文書の簡略化・廃止や寄宿舎舎監業務の嘱託化の範囲の拡大などの取組を行うとともに、部活動の在り方を示すガイドラインの作成や部活動指導員の導入などについて検討を進めている。

学校における働き方改革に関する国の取組も念頭に、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、時間外勤務縮減のためのさらなる具体的な取組を行うとともに、適宜取組の検証を行い、教育職員の負担軽減に向けて、より取組の実効性を高める必要がある。

- (注) 昨年度月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、平成28年4月から平成29年3月までの間に月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の延人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。
- ii 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきており、本年1月には、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大などの制度改正が行われたところである。

任命権者は、平成28年3月に「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画(特定事業主行動計画)」を策定し、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率 (注)及び男性職員の育児休業取得率を、平成32年度までに、それぞれ100%及び13%に向上させることを目標として取組を行っている。

平成 28 年度の男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、知事部局等 100%、教育委員会 56.6%、警察 90.0%であった。また、平成 28 年度の男性職員の育児休業取得率は、1.5%であった。

介護のための休暇の取得者数は、平成27年度の261人に対し昨年度は310人であった。 仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

(注) 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、妻の出産休暇(3日以内) 又は男性の育児参加休暇(5日以内)を1日以上取得した者の割合である。

iii その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や 連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境 の整備などに取り組む必要がある。

また、今年度からすべての任命権者において育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度が導入されたところである。

適切な公務運営を確保しつつ柔軟な働き方が可能となるような勤務時間制度を導入することはワーク・ライフ・バランスの推進に資するものであることから、国や他の都道府県の動向を注視しながら、その他の弾力的な勤務時間制度の導入についても、引き続き研究を行う必要がある。

(f) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあっては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、 療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきており、平成 28 年度には、 すべての任命権者において、労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェック制度の運用 が開始されたところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度を効果的に運用し職場環境の課題の把握や改善にも活用するなど、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、実効性のある対策に取り組む必要がある。

(g) ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

本年2月に知事部局において実施された職員へのアンケートによれば、過去1年間にハラスメントを受けたことがあると回答した職員の割合は、回答総数(432人)の11.5%となっている。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われており、本年1月の育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等の改正を踏まえて、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及び性的指向又は性自認に関する偏見に基づくセクシュアル・ハラスメントの防止についても、取組が行われているところである。

引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

(h) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が段階的に 60 歳から 65 歳に引き上げられることに伴い、本県では、平成 26 年度から新たな再任用制度を開始しており、平成 29 年4月1日現在の再任用職員数は 246 人で平成 25 年4月1日現在と比較して 201 人増加している。

公務員の高齢期雇用については、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本 方針 2017」において「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」こととさ れ、同閣議決定を受けて設置された関係府省の局長級を構成員とする「公務員の定年の引上 げに関する検討会」において検討が行われている。

今後もこうした国等の動きを注視し、雇用と年金の接続のための措置について、適切に対応する必要がある。

(i) 臨時・非常勤職員制度の改正

臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することを目的として、本年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布された。

同法の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであり、併せて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするものである。

平成32年4月1日の同法の施行に向けて、臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化や服務、勤務時間、給与その他の会計年度任用職員制度の整備などについて検討を進め、改正後の臨時・非常勤職員制度の適正かつ円滑な実施を確保できるよう計画的に準備を行う必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、 その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させる ことにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり 実施されるよう要請する。

(エ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

- a 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)、県立学校の教育職員の給与に関する 条例(昭和29年島根県条例第6号)及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の改正
- (a) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

- (b) 諸手当
 - i 初任給調整手当について

- (i) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 414,300 円とすること。
- (ii) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,700 円とすること。
- ii 勤勉手当について
- (i) 平成29年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を 0.875 月分(特定管理職にあっては、1.075 月分)とすること。

再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.475 月分 (特定管理職にあっては、 0.575 月分) とすること。

(ii) 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.825月分ずつ(特定管理職にあっては、1.025月分ずつ)とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分ずつ(特定管理職にあっては、0.55月分ずつ)とすること。

- b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の改正
- (a) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

- (b) 期末手当について
 - i 平成29年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.6月分とすること。
 - ii 平成30年6月期以降の支給割合6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分及び1.55月分とすること。
- c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の改正
- (a) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

- (b) 特定任期付職員の期末手当について
 - i 平成 29 年 12 月期の支給割合 期末手当の支給割合を 1.6 月分とすること。
 - ii 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分及び1.55月分とすること。

d 改定の実施時期等

(a) 改定の実施時期

この改定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、平成 29 年 4 月 1 日からこの 勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の末日(公布の日が月の初日であるとき は、その前日)までの間における、bの(a)の別記第 2 については、第 5 条第 1 項の給料表中「517,884 円」とあるのは「517,935 円」とし、「598,332 円」とあるのは「598,391 円」とし、「695,875 円」とあるのは「695,944 円」とし、「794,424 円」とあるのは「794,503 円」とし、cの(a)の別記第 3 については、第 7 条第 1 項の給料表中「473,637 円」とあるの

は「473,684円」とし、「534,979円」とあるのは「535,032円」とし、「610,399円」とあるのは「610,459円」とし、「712,970円」とあるのは「713,041円」とし、「833,642円」とあるのは「833,725円」とすること。また、aの(b)のiの(i)、bの(b)のi及びcの(b)のiについては平成29年12月1日から、aの(b)のiの(ii)、bの(b)のi及びcの(b)のiについては平成30年4月1日から実施すること。

(b) 条例公布日の翌月に支給される給料の特例

bの(a)の別記第2による改定後の給料表の適用を受ける職員のうち第5条第1項の給料表の第3号給以上の号給を受ける職員及びcの(a)の別記第3による改定後の給料表の適用を受ける職員のうち第3号給以上の号給を受ける職員のこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月(公布の日が月の初日であるときは、その月。以下「条例公布日の翌月」という。)に支給される給料の額は、①に定める額から②に定める額と③に定める額との差額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、①に定める額が当該差額に相当する額を超えないこととなる職員には、支給しないこととすること。

- ① 条例公布日の翌月に適用される給料表の月額を基礎として算出した給料の額
- ② 平成 29 年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の末日 (公布の日が月の初日であるときは、その前日)までの間(以下「調整期間」という。) において在職した期間について受けた給料及び給料の改定に伴い額が変動する給与の合 計額
- ③ bの(a)の別記第2及びcの(a)の別記第3(いずれもdの(a)のただし書は適用しない。)による改定後の給料を基礎として調整期間において在職した期間について算定した給料及び給料の改定に伴い額が変動する給与の合計額

(別記第1から第3まで省略)